

番号	訂正箇所		原文	訂正文	訂正理由
	ページ	行			
1	2	上図			
2					

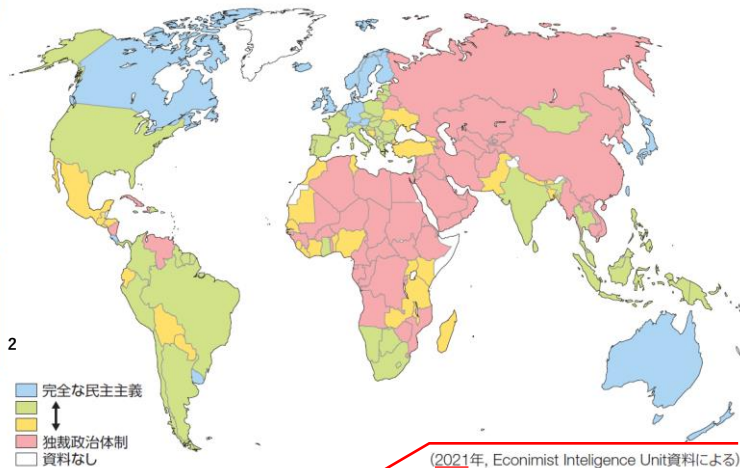
▶民主主義の達成度

「政府の機能」や「市民の自由度」、「政治への参加」といった指標にもとづいて算出されている。



独裁的な政治体制の国が意外と多いですね。アメリカも「完全な民主主義」の国とはいえないのですね。

この図で示されているのはあくまで2021年の結果だから、「ある国の政治体制のイメージ」をこの図だけで判断して固定化するのは避けるべきですね。ちなみにアメリカの場合、前年の大統領選挙の混乱(→p.17)による「政府の機能」の低下が結果に反映されている可能性がありますね。



(2021年, Economist Intelligence Unit資料による)

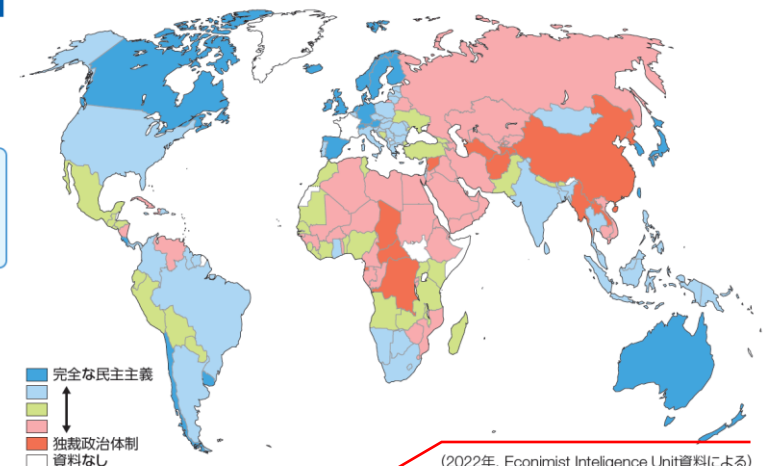
▶民主主義の達成度

「政府の機能」や「市民の自由度」、「政治への参加」といった指標にもとづいて算出されている。

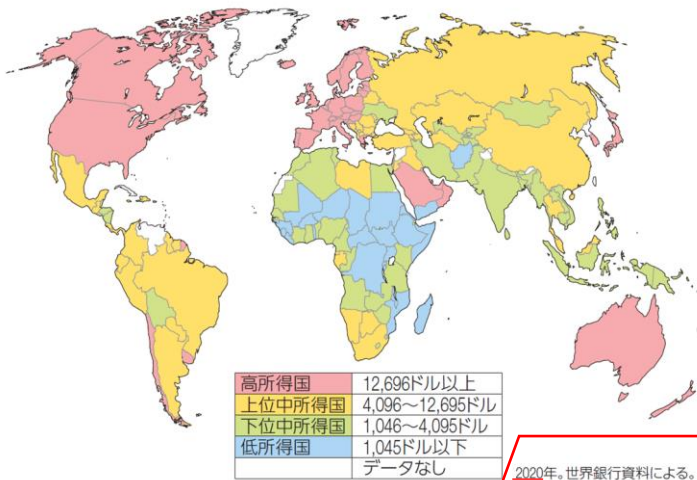
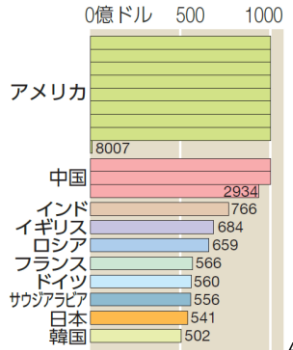
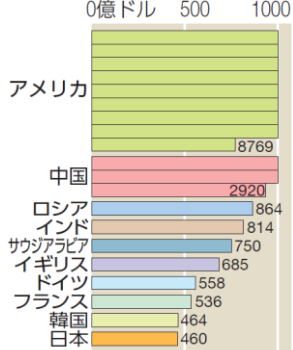


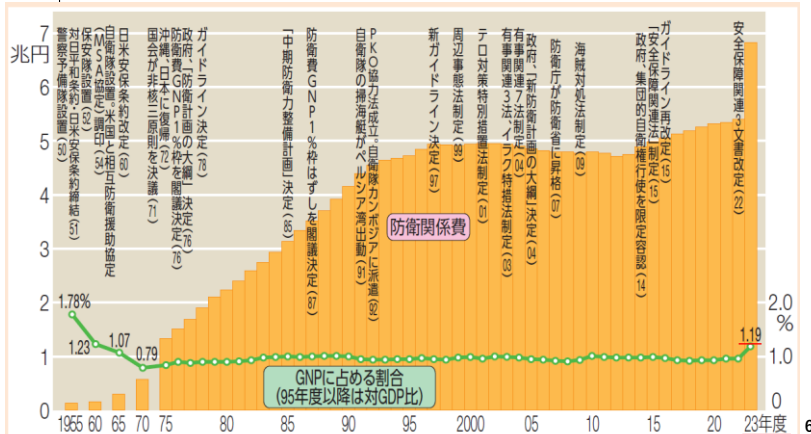
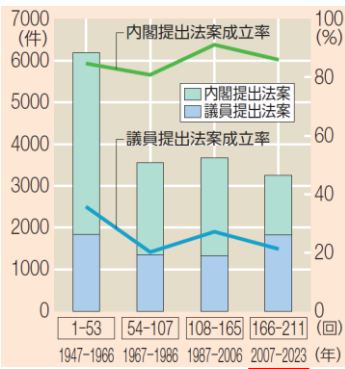
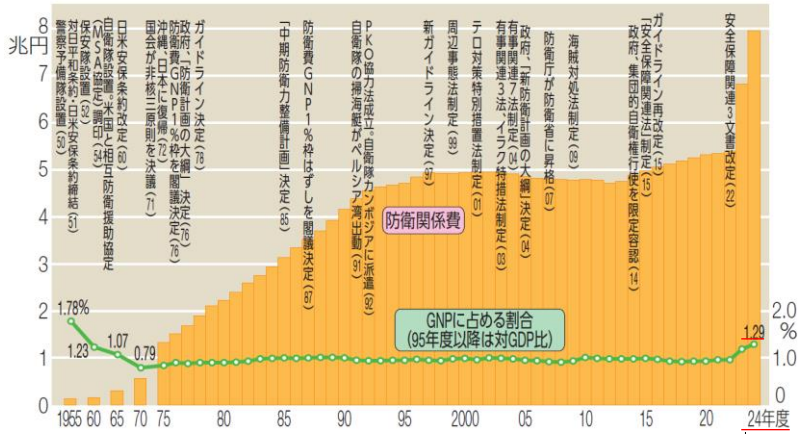
独裁的な政治体制の国が意外と多いですね。アメリカも「完全な民主主義」の国とはいえないのですね。

そうですね。ただ、図で示されているのはあくまで2022年の結果だから、「ある国の政治体制のイメージ」をこの図だけで判断して固定化するのは避けるべきですね。

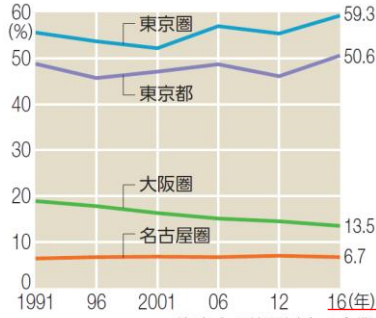
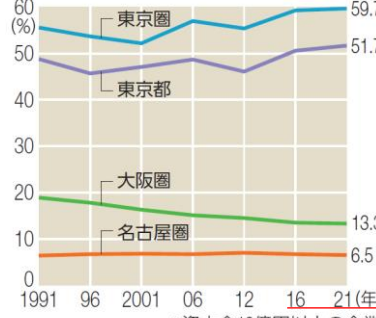
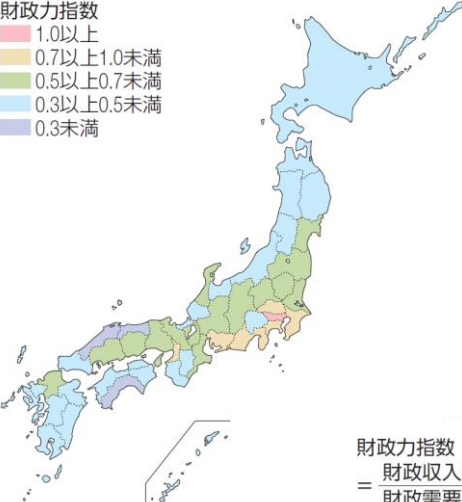
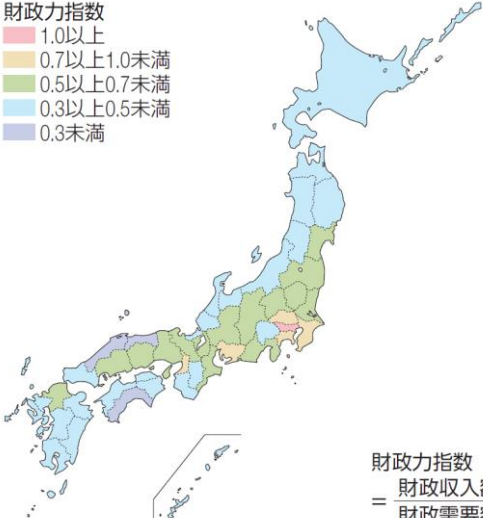


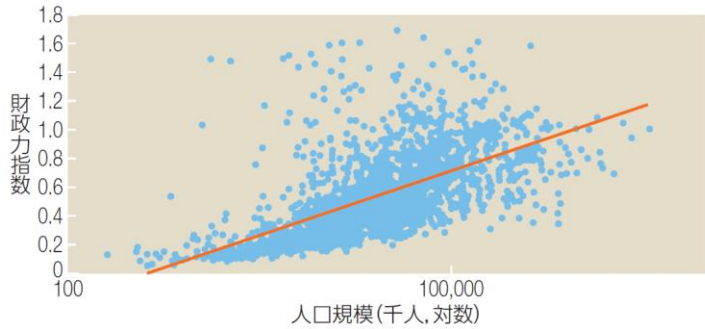
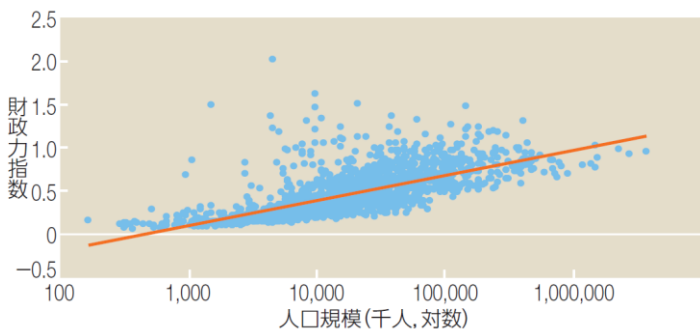
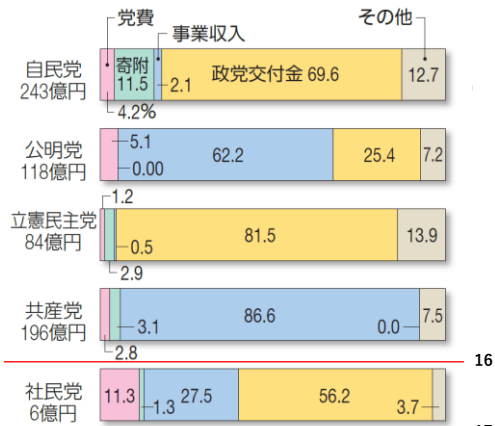
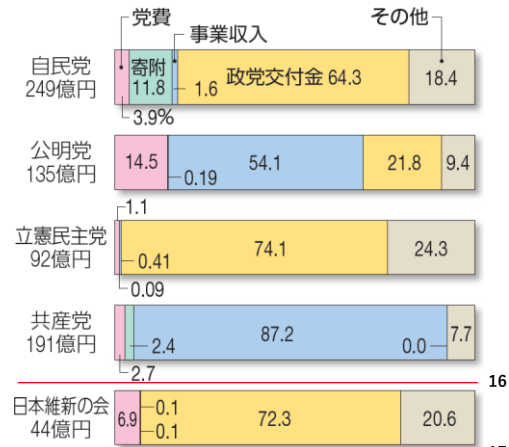
(2022年, Economist Intelligence Unit資料による)

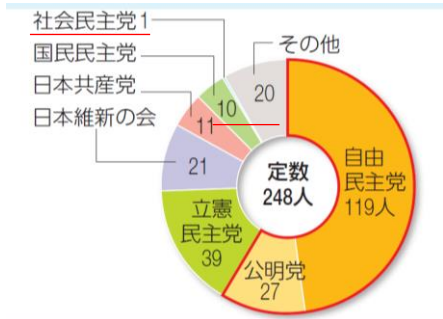
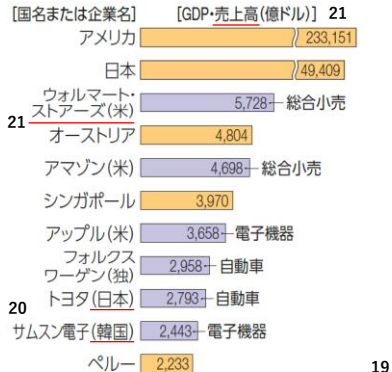
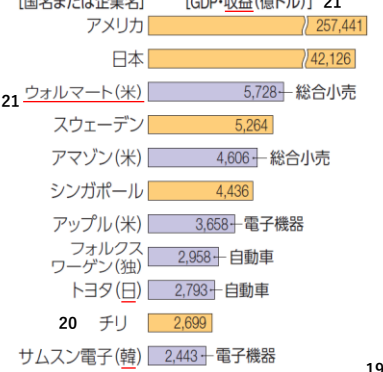
			図書の記号・番号		政経703																				
番号	訂正箇所		原	文	訂正理由																				
	ページ	行																							
3	2	中図	<table><tr><td>高所得国</td><td>12,696ドル以上</td></tr><tr><td>上位中所得国</td><td>4,096～12,695ドル</td></tr><tr><td>下位中所得国</td><td>1,046～4,095ドル</td></tr><tr><td>低所得国</td><td>1,045ドル以下</td></tr><tr><td></td><td>データなし</td></tr></table> 2020年。世界銀行資料による。			高所得国	12,696ドル以上	上位中所得国	4,096～12,695ドル	下位中所得国	1,046～4,095ドル	低所得国	1,045ドル以下		データなし										
高所得国	12,696ドル以上																								
上位中所得国	4,096～12,695ドル																								
下位中所得国	1,046～4,095ドル																								
低所得国	1,045ドル以下																								
	データなし																								
4	34	図3	<table><tr><td>アメリカ</td><td>8007</td></tr><tr><td>中国</td><td>2934</td></tr><tr><td>インド</td><td>766</td></tr><tr><td>イギリス</td><td>684</td></tr><tr><td>ロシア</td><td>659</td></tr><tr><td>フランス</td><td>566</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>560</td></tr><tr><td>サウジアラビア</td><td>556</td></tr><tr><td>日本</td><td>541</td></tr><tr><td>韓国</td><td>502</td></tr></table> 3 各国の国防支出 2022年度。 『日本国勢図会』2023/24年版 による。			アメリカ	8007	中国	2934	インド	766	イギリス	684	ロシア	659	フランス	566	ドイツ	560	サウジアラビア	556	日本	541	韓国	502
アメリカ	8007																								
中国	2934																								
インド	766																								
イギリス	684																								
ロシア	659																								
フランス	566																								
ドイツ	560																								
サウジアラビア	556																								
日本	541																								
韓国	502																								
5			<table><tr><td>アメリカ</td><td>8769</td></tr><tr><td>中国</td><td>2920</td></tr><tr><td>ロシア</td><td>864</td></tr><tr><td>インド</td><td>814</td></tr><tr><td>サウジアラビア</td><td>750</td></tr><tr><td>イギリス</td><td>685</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>558</td></tr><tr><td>フランス</td><td>536</td></tr><tr><td>韓国</td><td>464</td></tr><tr><td>日本</td><td>460</td></tr></table> 3 おもな国の軍事支出 2022 年。『日本国勢図会』2024/25 年版による。			アメリカ	8769	中国	2920	ロシア	864	インド	814	サウジアラビア	750	イギリス	685	ドイツ	558	フランス	536	韓国	464	日本	460
アメリカ	8769																								
中国	2920																								
ロシア	864																								
インド	814																								
サウジアラビア	750																								
イギリス	685																								
ドイツ	558																								
フランス	536																								
韓国	464																								
日本	460																								

			図書の記号・番号		政経703					
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理由
	ページ	行								
6	34	図4								
7										
										
7			4 防衛関係費の推移 1990年代まで増大し続けたのはなぜか、p.126をみて確認してみよう。防衛省『防衛白書』による。							
8	42	図2								
										
7			4 防衛関係予算(当初)の推移 1990年代まで増大し続けたのはなぜか、p.126をみて確認してみよう。『日本国勢図会』2024/25年版による。							

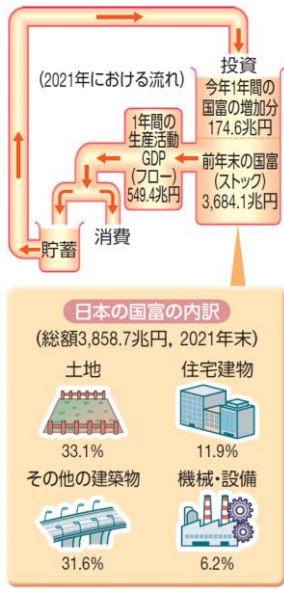
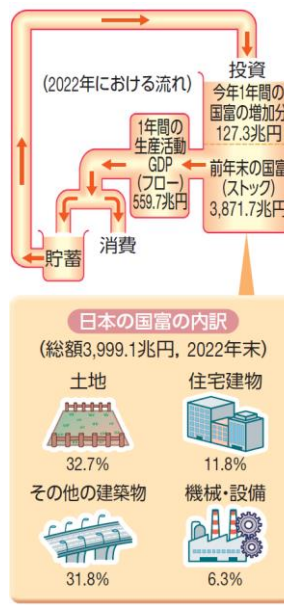
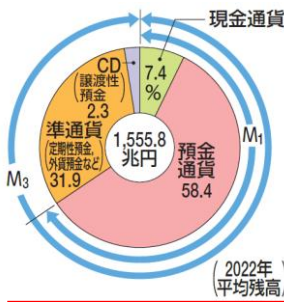
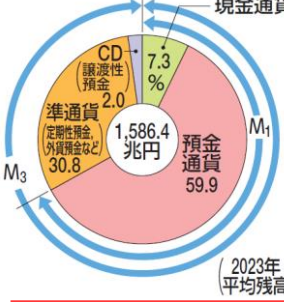
			図書の記号・番号		政経703						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
9	47	図3	依存財源 46.7% 自主財源 53.3% 国庫支出金 地方債 地方特例交付金・ 地方交付税・地方譲与税 16.3% 7.4 23.0 6.3 1.1 歳入 特定財源22.6% 一般財源 70.7% 総額 92兆350億円 歳出 一般行政経費 45.7% 21.6 13.0 12.2 その他7.4 給与関係経費 投資的経費 公債費 地方財政の歳入・歳出 2023年度。一般財源は地方公共団体で使いみちを決められるが、特定財源は国によって使いみちが決められている。地方財政の課題を、団体自治の観点から考えてみよう。総務省資料による。 <td> 依存財源 47.7% 自主財源 52.3% 国庫支出金 地方債 地方特例交付金・ 地方交付税・地方譲与税 16.9% 6.7 24.1 6.3 0.5 歳入 特定財源23.1% 一般財源 70.2% 総額 93兆6388億円 歳出 一般行政経費 46.7% 21.6 12.8 11.6 その他7.3 給与関係経費 投資的経費 公債費 地方財政の歳入・歳出 2024年度。一般財源は地方公共団体で使いみちを決められるが、特定財源は国によって使いみちが決められている。地方財政の課題を、団体自治の観点から考えてみよう。総務省資料による。 </td>	依存財源 47.7% 自主財源 52.3% 国庫支出金 地方債 地方特例交付金・ 地方交付税・地方譲与税 16.9% 6.7 24.1 6.3 0.5 歳入 特定財源23.1% 一般財源 70.2% 総額 93兆6388億円 歳出 一般行政経費 46.7% 21.6 12.8 11.6 その他7.3 給与関係経費 投資的経費 公債費 地方財政の歳入・歳出 2024年度。一般財源は地方公共団体で使いみちを決められるが、特定財源は国によって使いみちが決められている。地方財政の課題を、団体自治の観点から考えてみよう。総務省資料による。							

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
12	48	図3	東京圏 $\frac{229\text{校}}{795\text{校}} = 28.8\%$ 全 国 ***** *大学本部の所在地  1991 96 2001 06 12 16(年) *資本金10億円以上の企業 3 大学数(上/2020年度)と大企業数(下)の地域別割合 総務省、文部科学省資料による。	東京圏 $\frac{232\text{校}}{810\text{校}} = 28.6\%$ 全 国 ***** *大学本部の所在地  1991 96 2001 06 12 16 21(年) *資本金10億円以上の企業 3 大学数(上/2023年度)と大企業数(下)の地域別割合 総務省、文部科学省資料による。	
13	49	図4	財政力指数 1.0以上 0.7以上1.0未満 0.5以上0.7未満 0.3以上0.5未満 0.3未満  財政力指数 = $\frac{\text{財政収入額}}{\text{財政需要額}}$ 4 各都道府県の財政構造 2018年度。数値が高い自治体ほど財源に余裕があるといえる。これが1を下まわれば地方交付税が交付され、1を上まわれば交付されない。「日本国勢図会」2020/21年版による。	財政力指数 1.0以上 0.7以上1.0未満 0.5以上0.7未満 0.3以上0.5未満 0.3未満  財政力指数 = $\frac{\text{財政収入額}}{\text{財政需要額}}$ 4 各都道府県の財政構造 2022年度。数値が高い自治体ほど財源に余裕があるといえる。これが1を下まわれば地方交付税が交付され、1を上まわれば交付されない。総務省資料による。	13 14

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
15	49	図5	 財政力指数 人口規模(千人, 対数) 5 財政力指数と人口規模の関係 2010年。特異点をとる市町村は除外されている。総務省資料による。	 財政力指数 人口規模(千人, 対数) 5 財政力指数と人口規模の関係 2022年。総務省資料による。	
16	51	図3	 党費 事業収入 その他 自民党 243億円 公明党 118億円 立憲民主党 84億円 共産党 196億円 社民党 6億円 3 おもな政党の政治資金の内訳 政党本部の2021年収入額。総務省資料による。	 党費 事業収入 その他 自民党 249億円 公明党 135億円 立憲民主党 92億円 共産党 191億円 日本維新の会 44億円 3 おもな政党の政治資金の内訳 政党本部の2022年収入額。総務省資料による。	

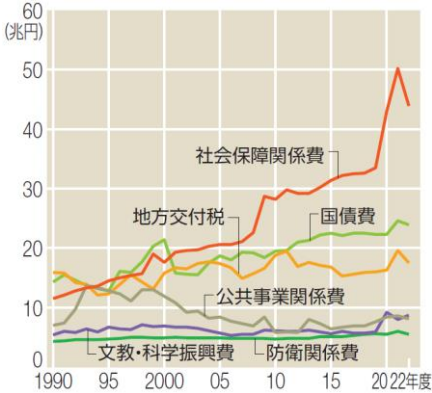
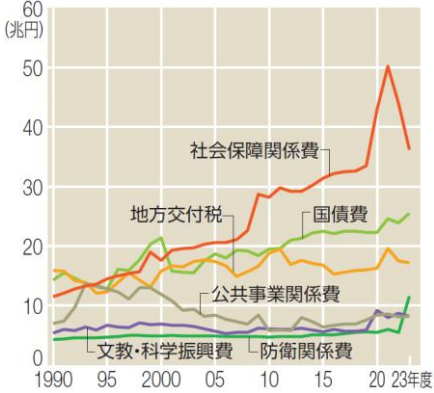
			図書の記号・番号	政経703
番号	訂正箇所		訂正文	訂正理由
	ページ	行		
18	51	コラム 下図		
19	65	図4		
20				
21			4 多国籍企業の売上高とGDP 21 2021年。世界の企業のなかには1国のGDPに相当する売上高の企業がある。『日本国勢図会』2023/24年版などによる。	
			4 多国籍企業の収益とGDP 21 2022年。世界の企業のなかには1国のGDPに相当する収益の企業がある。国連資料、Fortune「Global 500」による。	

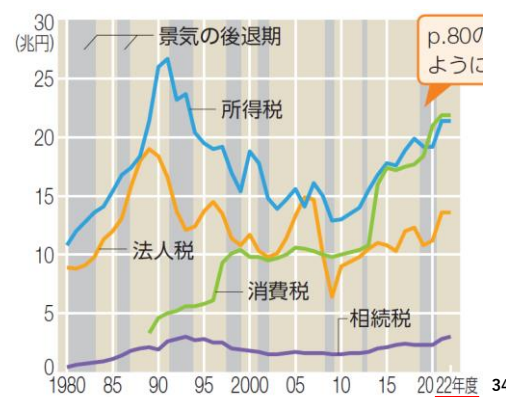
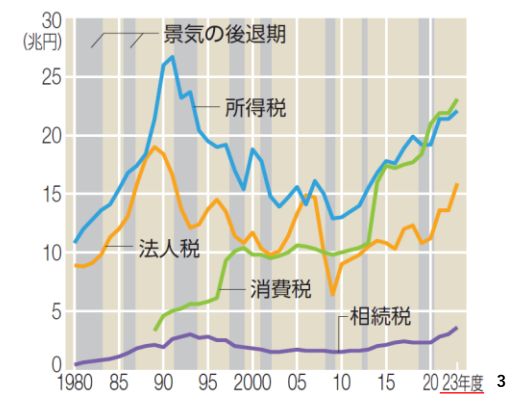
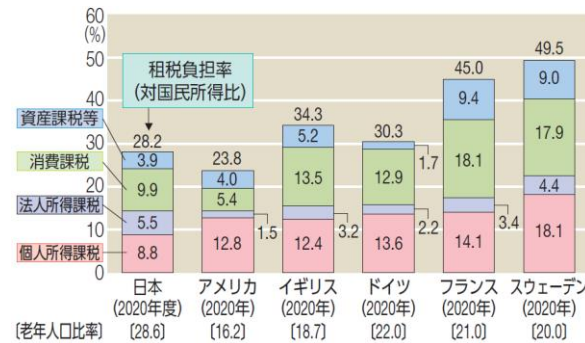
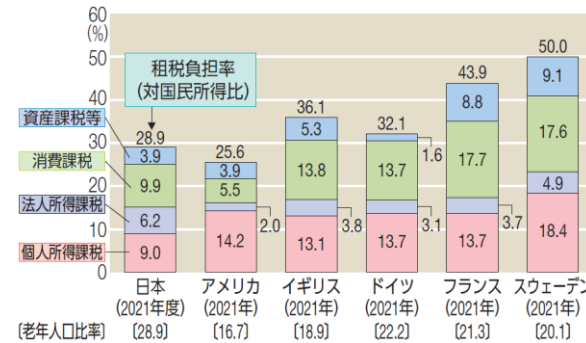
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由																																																				
	ページ	行																																																													
22	66	右図																																																													
23																																																															
24	68	図1 右表		(2021年／名目) ■国内総生産 (GDP) 549.4兆円 =国内の総生産額－中間生産物 ■国民総所得 (GNI) 576.0兆円 =GDP+海外からの純所得 ■国民所得 (NI) 391.9兆円 =GNI－固定資本減耗 －(間接税－補助金) <table><tr><th colspan="2">項目別割合 (2021年／名目)</th></tr><tr><td colspan="2">●支出国民所得</td></tr><tr><td>経常海外余剰</td><td>4.1%</td></tr><tr><td>民間・政府投資</td><td>24.4%</td></tr><tr><td>政府消費</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>民間消費</td><td>51.0%</td></tr><tr><td colspan="2">●生産国民所得</td></tr><tr><td>第1次産業</td><td>0.9%</td></tr><tr><td>第2次産業</td><td>22.3%</td></tr><tr><td>第3次産業</td><td>69.9%</td></tr><tr><td colspan="2">●分配国民所得</td></tr><tr><td>企業所得</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>財産所得</td><td>6.9%</td></tr><tr><td>雇用者報酬</td><td>73.7%</td></tr></table>		項目別割合 (2021年／名目)		●支出国民所得		経常海外余剰	4.1%	民間・政府投資	24.4%	政府消費	20.4%	民間消費	51.0%	●生産国民所得		第1次産業	0.9%	第2次産業	22.3%	第3次産業	69.9%	●分配国民所得		企業所得	19.4%	財産所得	6.9%	雇用者報酬	73.7%	(2022年／名目) ■国内総生産 (GDP) 559.7兆円 =国内の総生産額－中間生産物 ■国民総所得 (GNI) 593.7兆円 =GDP+海外からの純所得 ■国民所得 (NI) 403.2兆円 =GNI－固定資本減耗 －(間接税－補助金) <table><tr><th colspan="2">項目別割合 (2022年／名目)</th></tr><tr><td colspan="2">●支出国民所得</td></tr><tr><td>経常海外余剰</td><td>2.2%</td></tr><tr><td>民間・政府投資</td><td>25.1%</td></tr><tr><td>政府消費</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>民間消費</td><td>52.4%</td></tr><tr><td colspan="2">●生産国民所得</td></tr><tr><td>第1次産業</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>第2次産業</td><td>20.7%</td></tr><tr><td>第3次産業</td><td>69.9%</td></tr><tr><td colspan="2">●分配国民所得</td></tr><tr><td>企業所得</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>財産所得</td><td>7.3%</td></tr><tr><td>雇用者報酬</td><td>73.3%</td></tr></table>	項目別割合 (2022年／名目)		●支出国民所得		経常海外余剰	2.2%	民間・政府投資	25.1%	政府消費	20.4%	民間消費	52.4%	●生産国民所得		第1次産業	1.0%	第2次産業	20.7%	第3次産業	69.9%	●分配国民所得		企業所得	19.4%	財産所得	7.3%	雇用者報酬	73.3%	
項目別割合 (2021年／名目)																																																															
●支出国民所得																																																															
経常海外余剰	4.1%																																																														
民間・政府投資	24.4%																																																														
政府消費	20.4%																																																														
民間消費	51.0%																																																														
●生産国民所得																																																															
第1次産業	0.9%																																																														
第2次産業	22.3%																																																														
第3次産業	69.9%																																																														
●分配国民所得																																																															
企業所得	19.4%																																																														
財産所得	6.9%																																																														
雇用者報酬	73.7%																																																														
項目別割合 (2022年／名目)																																																															
●支出国民所得																																																															
経常海外余剰	2.2%																																																														
民間・政府投資	25.1%																																																														
政府消費	20.4%																																																														
民間消費	52.4%																																																														
●生産国民所得																																																															
第1次産業	1.0%																																																														
第2次産業	20.7%																																																														
第3次産業	69.9%																																																														
●分配国民所得																																																															
企業所得	19.4%																																																														
財産所得	7.3%																																																														
雇用者報酬	73.3%																																																														
			1 国民所得の相互関連 「2021年度国民経済計算」による。		1 国民所得の相互関連 「2022年度国民経済計算」による。																																																										

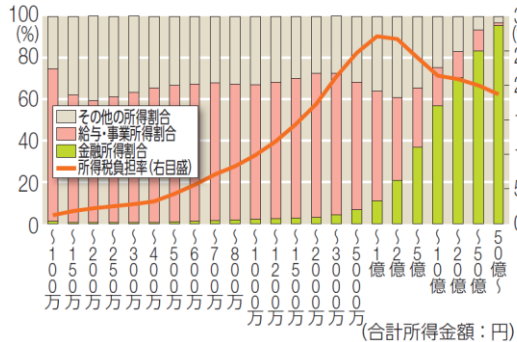
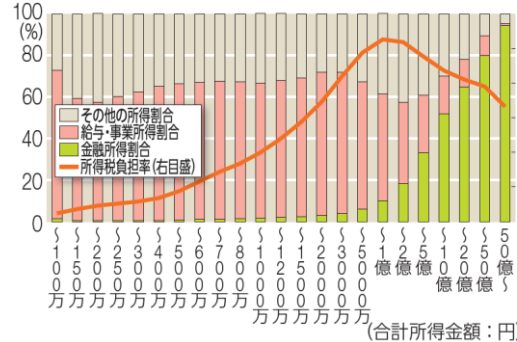
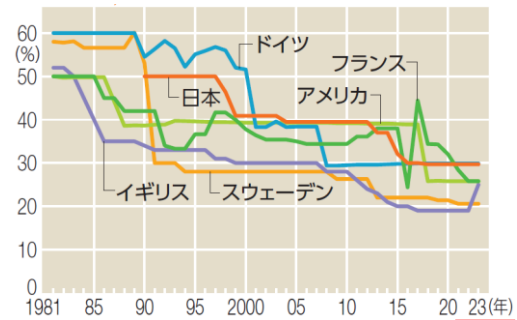
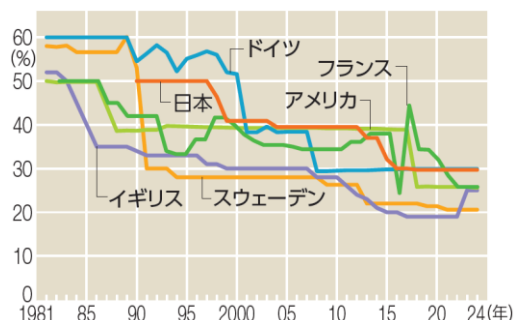
			図書の記号・番号	政経703																	
番号	訂正箇所		原	訂正	訂正理由																
	ページ	行																			
25	71	図2	 (2021年における流れ) 投資 今年1年間の国富の増加分 174.6兆円 1年間の生産活動 GDP (フロー) 549.4兆円 前年末の国富 (ストック) 3,684.1兆円 消費 貯蓄 日本の国富の内訳 (総額3,858.7兆円, 2021年末) <table><tr><td>土地</td><td>住宅建物</td></tr><tr><td>33.1%</td><td>11.9%</td></tr><tr><td>その他の建築物</td><td>機械・設備</td></tr><tr><td>31.6%</td><td>6.2%</td></tr></table>	土地	住宅建物	33.1%	11.9%	その他の建築物	機械・設備	31.6%	6.2%	 (2022年における流れ) 投資 今年1年間の国富の増加分 127.3兆円 1年間の生産活動 GDP (フロー) 559.7兆円 前年末の国富 (ストック) 3,871.7兆円 消費 貯蓄 日本の国富の内訳 (総額3,999.1兆円, 2022年末) <table><tr><td>土地</td><td>住宅建物</td></tr><tr><td>32.7%</td><td>11.8%</td></tr><tr><td>その他の建築物</td><td>機械・設備</td></tr><tr><td>31.8%</td><td>6.3%</td></tr></table>	土地	住宅建物	32.7%	11.8%	その他の建築物	機械・設備	31.8%	6.3%	
土地	住宅建物																				
33.1%	11.9%																				
その他の建築物	機械・設備																				
31.6%	6.2%																				
土地	住宅建物																				
32.7%	11.8%																				
その他の建築物	機械・設備																				
31.8%	6.3%																				
26	72	図3	 現金通貨 CD (譲渡性預金) 2.3% 7.4% 1,555.8兆円 預金通貨 58.4% 準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 31.9% M₃ (2022年 平均残高)	 現金通貨 CD (譲渡性預金) 2.0% 7.3% 1,586.4兆円 預金通貨 59.9% 準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 30.8% M₃ (2023年 平均残高)																	

			図書の記号・番号	政経703							
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
27	78	図2	【2023年度当初予算】 歳入 114.4 税収69.4 所得税21.0 法人税14.6 消費税23.4 9.3 6.6 赤字国債29.1 その他10.4 歳出 114.4 公共事業費 6.1 5.4 10.2 その他14.2 社会保障関係費36.9 地方交付税16.4 国債費25.3 その他収入 建設国債 防衛費 文教・科学振興費								
28	80	図2	年金基金 2.8 公的年金 4.5 海外投資家 7.3 生保・損保など 19.1 銀行など 10.8 日本銀行 53.2% 家計 1.2 その他 1.1 2023年 6月末								
29	80	図3	250 (%) 200 150 100 50 0 1993 95 97 99 01 03 05 07 09 11 13 15 17 18(年) 日本 フランス イタリア カナダ ドイツ アメリカ イギリス								
			【2024年度当初予算】 歳入 112.6 税収69.6 所得税17.90 法人税17.05 消費税23.82 7.5 6.6 赤字国債28.9 その他10.83 歳出 112.6 公共事業費 6.1 5.5 7.9 その他10.6 社会保障関係費37.7 地方交付税17.8 国債費27.0 その他収入 建設国債 防衛費 文教・科学振興費								
			年金基金 2.9 公的年金 5.0 海外投資家 6.5 生保・損保など 18.3 銀行など 11.7 日本銀行 53.2% 家計 1.3 その他 1.1 2024年 3月末								
			250 (%) 200 150 100 50 0 1993 95 97 99 01 03 05 07 09 11 13 15 17 19 21 22(年) 日本 フランス イタリア カナダ ドイツ アメリカ イギリス								

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
30	81	図	160 (兆円) — 歳出 — 税収 ■ 建設国債発行額 ■ 赤字国債発行額 □ その他の国債発行額 *2020年度は新型コロナウイルス対策のため、国債発行額が急増した 5.3兆円 14.2兆円 114.4兆円 69.4兆円 36.3兆円 1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 23年度		
			160 (兆円) — 歳出 — 税収 ■ 建設国債発行額 ■ 赤字国債発行額 □ その他の国債発行額 *2020年度は新型コロナウイルス対策のため、国債発行額が急増した 5.3兆円 14.2兆円 112.6兆円 69.6兆円 35.6兆円 1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 24年度		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由																																																
	ページ	行																																																			
31	82	図1																																																			
32	82	図3	※()内は人口の順位 0.0 国庫支出金 <table><tr><td>東京 (1)</td><td>地方税 57.9%</td><td>24.8</td><td>17.3</td></tr><tr><td>神奈川 (2)</td><td>41.7%</td><td>6.8</td><td>25.1</td></tr><tr><td>大阪 (3)</td><td>29.8%</td><td>8.1</td><td>29.4</td></tr><tr><td>高知 (45)</td><td>16.5%</td><td>35.2</td><td>23.9</td></tr><tr><td>島根 (46)</td><td>15.1%</td><td>33.9</td><td>19.6</td></tr><tr><td>鳥取 (47)</td><td>18.0%</td><td>37.7</td><td>20.9</td></tr></table> 0 20 40 60 80 100(%) 32 3 おもな都道府県の歳入構造 2021年度。総務省資料による。	東京 (1)	地方税 57.9%	24.8	17.3	神奈川 (2)	41.7%	6.8	25.1	大阪 (3)	29.8%	8.1	29.4	高知 (45)	16.5%	35.2	23.9	島根 (46)	15.1%	33.9	19.6	鳥取 (47)	18.0%	37.7	20.9	※()内は人口の順位 0.0 国庫支出金 <table><tr><td>東京 (1)</td><td>地方税 63.4%</td><td>12.9</td><td>23.7</td></tr><tr><td>神奈川 (2)</td><td>52.4%</td><td>5.6</td><td>18.1</td></tr><tr><td>大阪 (3)</td><td>36.9%</td><td>7.9</td><td>21.8</td></tr><tr><td>高知 (45)</td><td>18.1%</td><td>37.4</td><td>23.0</td></tr><tr><td>島根 (46)</td><td>15.5%</td><td>32.2</td><td>21.3</td></tr><tr><td>鳥取 (47)</td><td>18.1%</td><td>36.8</td><td>24.9</td></tr></table> 0 20 40 60 80 100(%) 32 3 おもな都道府県の歳入構造 2022年度。総務省資料による。	東京 (1)	地方税 63.4%	12.9	23.7	神奈川 (2)	52.4%	5.6	18.1	大阪 (3)	36.9%	7.9	21.8	高知 (45)	18.1%	37.4	23.0	島根 (46)	15.5%	32.2	21.3	鳥取 (47)	18.1%	36.8	24.9	
東京 (1)	地方税 57.9%	24.8	17.3																																																		
神奈川 (2)	41.7%	6.8	25.1																																																		
大阪 (3)	29.8%	8.1	29.4																																																		
高知 (45)	16.5%	35.2	23.9																																																		
島根 (46)	15.1%	33.9	19.6																																																		
鳥取 (47)	18.0%	37.7	20.9																																																		
東京 (1)	地方税 63.4%	12.9	23.7																																																		
神奈川 (2)	52.4%	5.6	18.1																																																		
大阪 (3)	36.9%	7.9	21.8																																																		
高知 (45)	18.1%	37.4	23.0																																																		
島根 (46)	15.5%	32.2	21.3																																																		
鳥取 (47)	18.1%	36.8	24.9																																																		

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
34	83	図5	 5 税収に占める各税の割合とその推移 財務省資料による。	 5 税目別にみた税収の推移 財務省資料による。	
35					
36	83	図6	 租税負担率 (対国民所得比) 資産課税等 消費課税 法人所得課税 個人所得課税 日本 (2020年度) [28.6] アメリカ (2020年) [16.2] イギリス (2020年) [18.7] ドイツ (2020年) [22.0] フランス (2020年) [21.0] スウェーデン (2020年) [20.0] (老年人口比率)	 租税負担率 (対国民所得比) 資産課税等 消費課税 法人所得課税 個人所得課税 日本 (2021年度) [28.9] アメリカ (2021年) [16.7] イギリス (2021年) [18.9] ドイツ (2021年) [22.2] フランス (2021年) [21.3] スウェーデン (2021年) [20.1] (老年人口比率)	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
114	83	図7	 申告納税者の所得階層別所得内訳と所得税負担率 2020年。株式などの取引によって生じた所得(金融所得)に対する課税率は、それ以外の所得に対する課税率よりも低いいため、金融所得の割合が大きい階層ほど所得に占める税の割合が低下している。国税庁資料による。	 申告納税者の所得階層別所得内訳と所得税負担率 2022年。株式などの取引によって生じた所得(金融所得)に対する課税率は、それ以外の所得に対する課税率よりも低いいため、金融所得の割合が大きい階層ほど所得に占める税の割合が低下している。国税庁資料による。	
37	83	図8			

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
38	84	図1			
122					

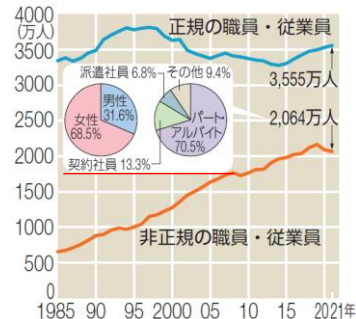
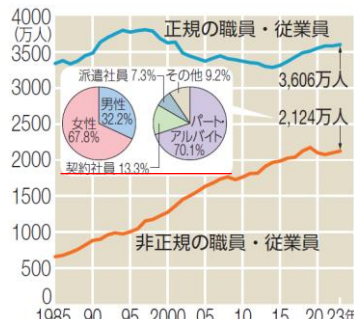
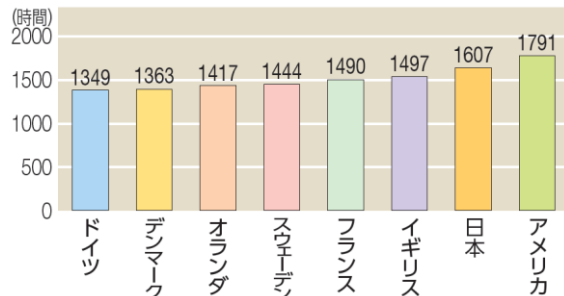
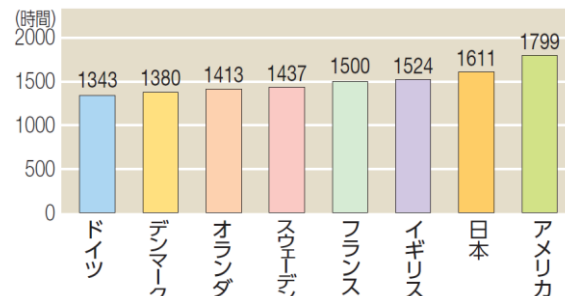
This line graph illustrates Japan's annual economic growth rate from 1955 to 2022. The y-axis represents the growth rate in percentage, ranging from -6% to 14%. The x-axis shows the years. Key economic events are marked with vertical lines and labels: 55 GATT加入 (1955), 60 国民所得倍増計画発表 (1960), 64 OECD加盟 (1964), 73 第1次石油危機 (1973), 79 第2次石油危機 (1979), 85 プラザ合意 (1985), 89 消費税率3%実施 (1989), 90 株価暴落 (1990), 93 ウルグアイラウンド交渉妥結 (1993), 97 消費税率5%に引き上げ (1997), 99 日銀ゼロ金利政策 (1999), 05 郵政民営化法成立 (2005), 08 世界金融危機 (2008), 11 東日本大震災 (2011), 14 消費税率8%に引き上げ (2014), and 19 新型コロナウイルス感染症流行 (2019). Three periods of average growth are highlighted: 56~73年度 (9.1%), 74~90年度 (4.2%), and 91~22年度 (0.8%). The graph shows a period of high growth in the 1960s, followed by a sharp decline in the early 1970s due to the oil crisis, a recovery in the mid-1970s, and then a long period of low growth starting in the early 1990s.

Year	Growth Rate (%)	Event
1955	7.0	55 GATT加入
1960	12.0	60 国民所得倍増計画発表
1964	10.0	64 OECD加盟
1973	1.0	73 第1次石油危機
1979	5.0	79 第2次石油危機
1985	4.0	85 プラザ合意
1989	6.0	89 消費税率3%実施
1990	5.0	90 株価暴落
1993	3.0	93 ウルグアイラウンド交渉妥結
1997	2.0	97 消費税率5%に引き上げ
1999	1.0	99 日銀ゼロ金利政策
2005	2.0	05 郵政民営化法成立
2008	3.0	08 世界金融危機
2011	2.0	11 東日本大震災
2014	1.0	14 消費税率8%に引き上げ
2019	1.0	19 新型コロナウイルス感染症流行
2022	1.0	

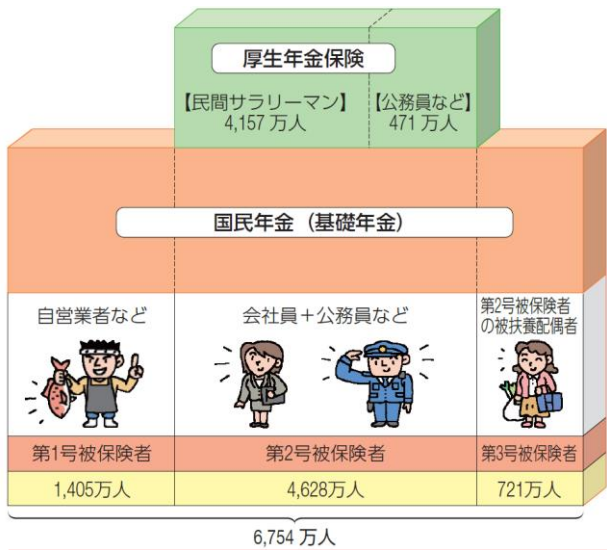
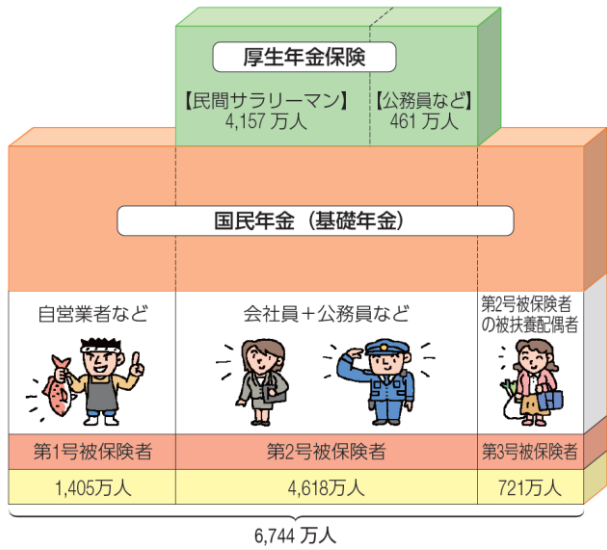
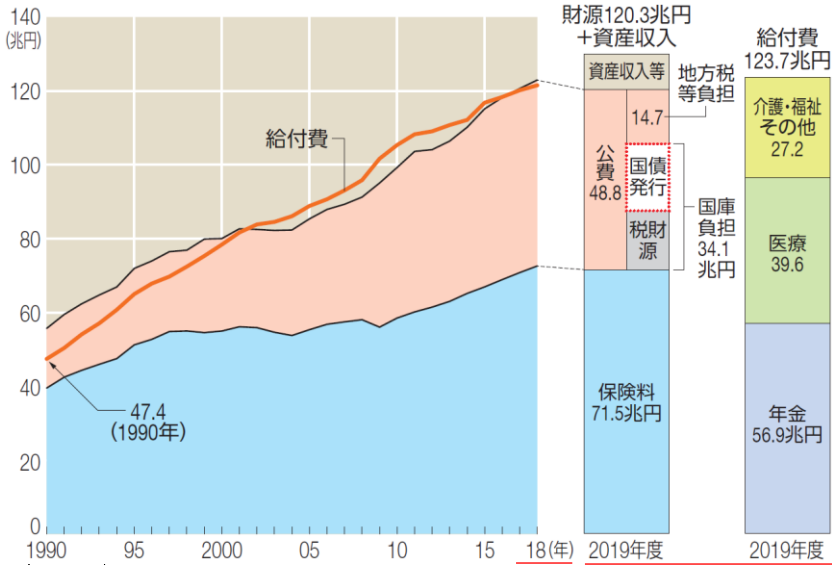
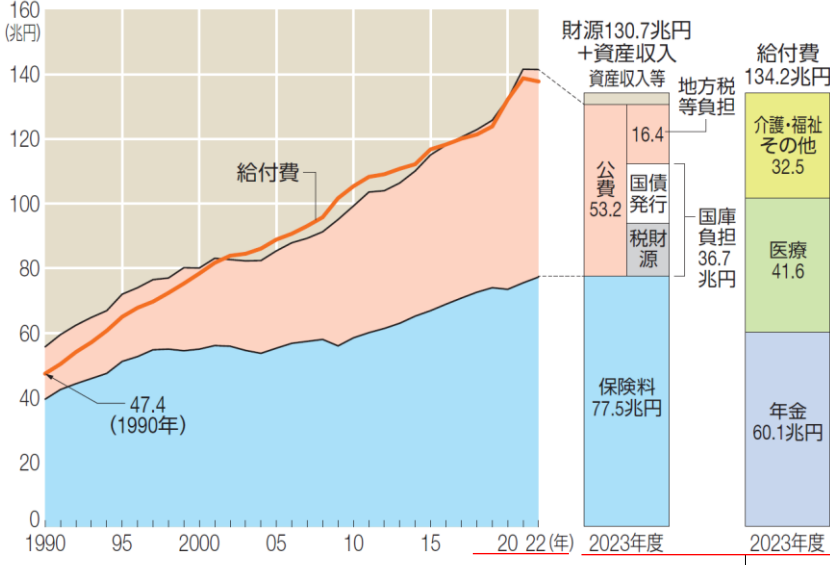
This line graph is identical to the one above but extends to 2023. The growth rate in 2023 is approximately 1.0%, showing a slight recovery from the 2022 level. The overall trend remains consistent with the previous period, characterized by low growth and occasional spikes.

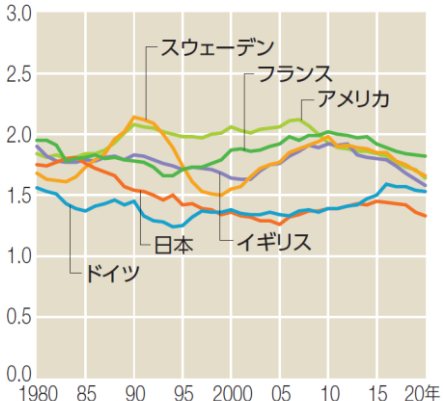
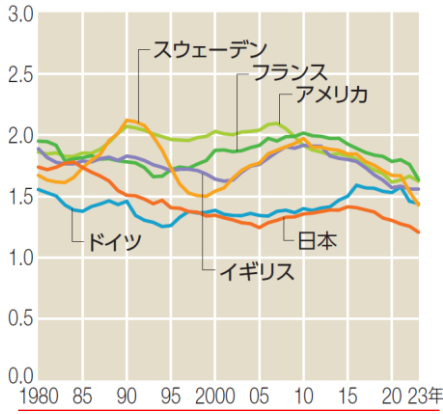
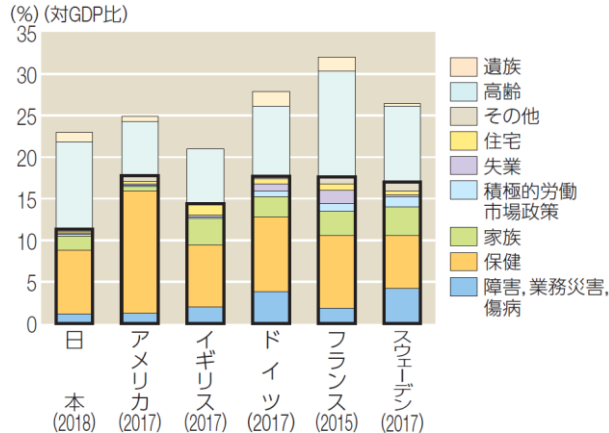
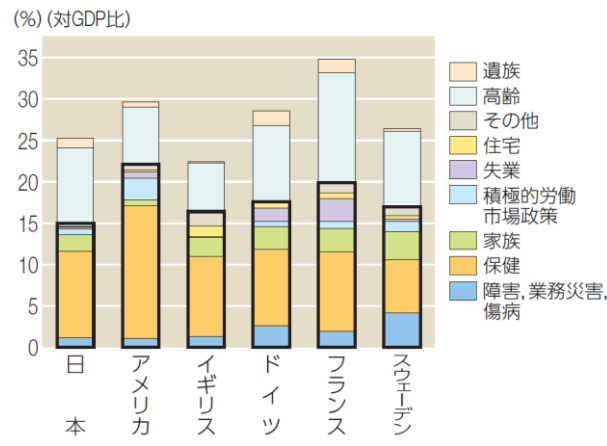
Year	Growth Rate (%)	Event
1955	7.0	55 GATT加入
1960	12.0	60 国民所得倍増計画発表
1964	10.0	64 OECD加盟
1973	1.0	73 第1次石油危機
1979	5.0	79 第2次石油危機
1985	4.0	85 プラザ合意
1989	6.0	89 消費税率3%実施
1990	5.0	90 株価暴落
1993	3.0	93 ウルグアイラウンド交渉妥結
1997	2.0	97 消費税率5%に引き上げ
1999	1.0	99 日銀ゼロ金利政策
2005	2.0	05 郵政民営化法成立
2008	3.0	08 世界金融危機
2011	2.0	11 東日本大震災
2014	1.0	14 消費税率8%に引き上げ
2019	1.0	19 新型コロナウイルス感染症流行
2022	1.0	
2023	1.0	

			図書の記号・番号	政経703							
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
39	88	図2	企業数 中小企業99.7% 従業者数 68.8% 製造業 付加価値額 (2015年) 47.5% 卸売業 付加価値額 (2015年) 59.9% 小売業 付加価値額 (2015年) 54.1% 2 日本経済における中小企業の地位 2016年。中小企業庁資料による。			企業数 中小企業99.7% 従業者数 69.7% 製造業 付加価値額 (2020年) 48.8% 卸売業 付加価値額 (2020年) 62.3% 小売業 付加価値額 (2020年) 57.4% 2 日本経済における中小企業の地位 2021年。中小企業庁資料による。					
40	88	図3	100 80 60 40 20 0 1,000人以上=100 賃金 設備投資率(2014年) (資本装備率) 生産性 1,000人以上 999人 499人 299人 199人 99人 49人 29人 3 企業規模別の格差 2018年。製造業、従業員1人あたり。経済産業省資料による。			100 80 60 40 20 0 1,000人以上=100 賃金 設備投資率(2014年) (資本装備率) 生産性 1,000人以上 999人 499人 299人 199人 99人 49人 29人 3 企業規模別の格差 2022年。製造業、従業員1人あたり。経済産業省資料による。					

			図書の記号・番号	政経703							
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
41	98	図1									
42	101	図1	 1 年間労働時間の国際比較 2021年。国によってデータの作成方法に違いがあるため、各国間での単純比較には注意を要する。OECD資料による。			 1 年間労働時間の国際比較 2023年。国によってデータの作成方法に違いがあるため、各国間での単純比較には注意を要する。OECD資料による。					

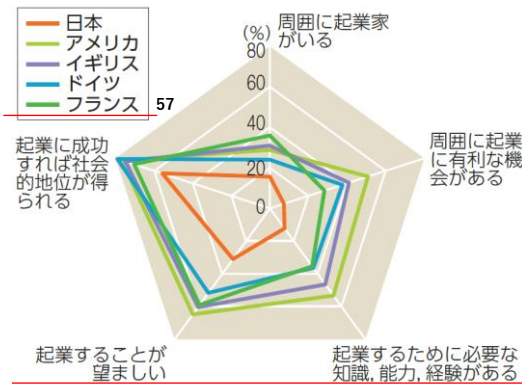
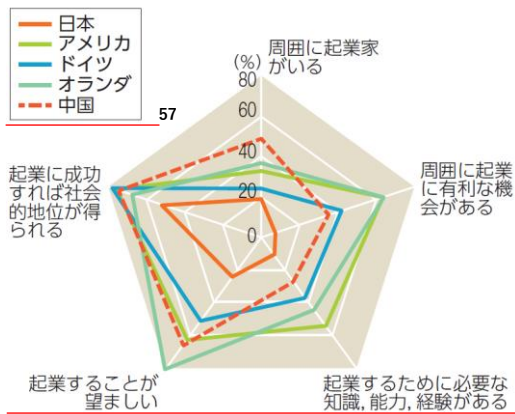
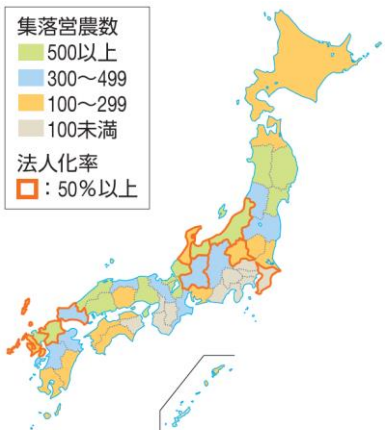
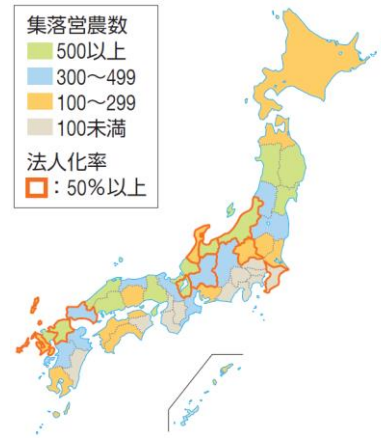
			図書の記号・番号		政経703						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
43	101	図2		2 おもな国の1人あたりGDPと労働生産性 2018年。 OECD資料による。	43		2 おもな国の1人あたりGDPと労働生産性 2022年。 OECD資料による。	43			
44											
45	101	図3		3 有給休暇取得(消化)率 2019年。OECD資料による。	45		3 有給休暇取得(消化)率 2023年。エクスペディア・ジャパン「有給休暇国際比較調査」による。	45			
46											

			図書の記号・番号		政経703
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
47	103	図3	 3 公的年金制度のしくみ 2022年3月末現在。	 3 公的年金制度のしくみ 2023年3月末現在。	
48	105	図1	 123.7兆円 給付費 介護・福祉 その他 27.2 医療 39.6 年金 56.9兆円 国庫負担 34.1兆円 公費 48.8 国債発行 税財源 保険料 71.5兆円 47.4 (1990年) 18(年) 2019年度 2019年度	 134.2兆円 給付費 介護・福祉 その他 32.5 医療 41.6 年金 60.1兆円 国庫負担 36.7兆円 公費 53.2 国債発行 税財源 保険料 77.5兆円 47.4 (1990年) 20 22(年) 2023年度 2023年度	

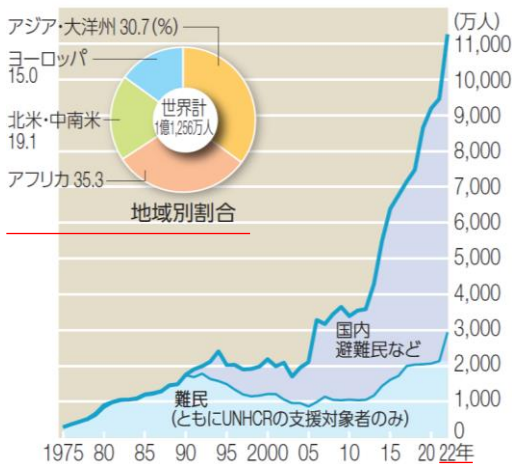
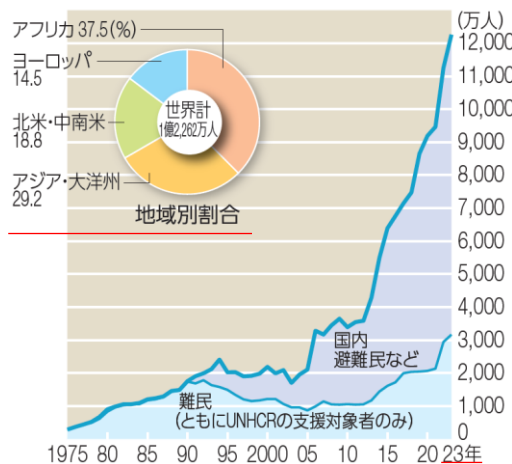
			図書の記号・番号	政経703						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理由
	ページ	行								
49	105	図2		49		49				
50			2 合計特殊出生率の推移 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。OECD資料などによる。	50	2 合計特殊出生率の推移 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。国連資料による。	50				
51	105	図3								
			3 社会保障給付費(社会支出)の国際比較 2015年。OECD資料による。		3 社会保障給付費(社会支出)の国際比較 2020年度(スウェーデンは2019年度)。OECD資料による。					

			図書の記号・番号	政経703
番号	訂正箇所		訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行		
52	106	左図	国民年金 (第1号被保険者) 自営業者・大学生など 厚生年金 (第2号被保険者) 会社員・公務員など 国民年金 (第3号被保険者) 専業主婦など 現役時代(保険料を負担) - 毎月16,540円 (定額負担, 免除制度あり) 20歳から原則60歳まで - 月給の18.3%負担 (半分は会社が負担) 就職から退職まで - 負担なし (第2号被保険者全体で負担) 20歳から原則60歳まで 引退後(年金を受給) 65歳から受給開始 - 約6.4万円(月) (基礎年金) - 約16万円(月) (基礎年金+厚生年金) - 約6.4万円(月) (基礎年金) 亡くなるまで *厚生年金の給付額は条件によって異なる	
53	106	右図	▲高齢者1世帯あたりの年間平均所得の内訳 2021年。年金・恩給を受給している高齢者世帯の半数以上が年金・恩給のみで生活している。年金の保険料は自分のためだけではなく、社会全体をささえるために必要不可欠な負担ともいえる。厚生労働省資料による。 公的年金・恩給 12.0% 稼働所得 25.2% その他の所得 62.8% ▲高齢者1世帯あたりの年間平均所得の内訳 2023年。年金・恩給を受給している高齢者世帯の半数以上が年金・恩給のみで生活している。年金の保険料は自分のためだけではなく、社会全体をささえるために必要不可欠な負担ともいえる。厚生労働省資料による。 公的年金・恩給 10.9% 稼働所得 26.1% その他の所得 62.9%	

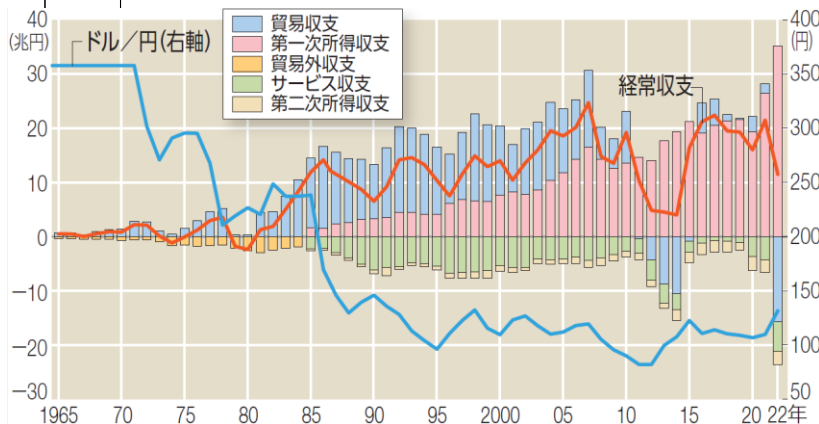
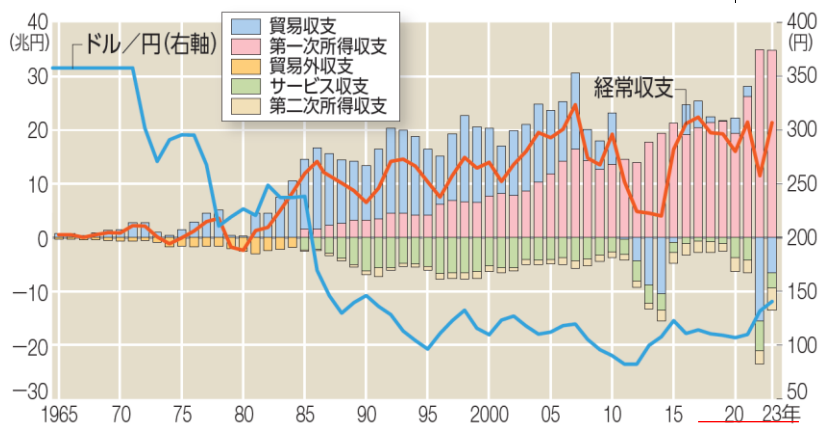
			図書の記号・番号		政経703	
番号	訂正箇所		原	文	訂正	理由
	ページ	行				
54	109	図3				
55	110	図	愛知県 春日井市 面積 92.78km² 人口 310,317人(2021年) 高齢化率 25.9%(2021年) 一般会計 <u>1,136億円(2022年度)</u>		愛知県 春日井市 面積 92.78km² 人口 308,937人(2023年) 高齢化率 25.9%(2023年) 一般会計 <u>1,165億円(2023年度)</u>	

			図書の記号・番号		政経703						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
56	113	図	 57 56 57 ▲起業意識の国際比較 株式会社野村総合研究所資料『平成27年度起業・ベンチャー支援に関する調査「起業家精神に関する調査」報告書』による。		 57 56 57 ▲起業意識の国際比較 中小企業庁「中小企業白書2019年版」による。						
57											
58	115	図	 ▲都道府県別の集落営農数と法人化率 農林水産省資料による。		 ▲都道府県別の集落営農数と法人化率 2022年。農林水産省資料による。						

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由																																																																						
	ページ	行																																																																									
59	115	表	<table><thead><tr><th rowspan="2">品種名</th><th colspan="2">作付割合(全国)</th></tr><tr><th>2010年</th><th>2019年</th></tr></thead><tbody><tr><td>コシヒカリ</td><td>37.6%</td><td>↓33.9%</td></tr><tr><td>ひとめぼれ</td><td>9.9%</td><td>↘9.4%</td></tr><tr><td>ヒノヒカリ</td><td>9.8%</td><td>↘8.4%</td></tr><tr><td>あきたこまち</td><td>7.7%</td><td>↘6.7%</td></tr><tr><td>ななつぼし</td><td>2.8%</td><td>↗3.4%</td></tr><tr><td>はえぬき</td><td>2.6%</td><td>↗2.8%</td></tr><tr><td>まっしぐら</td><td>1.5%</td><td>↗2.2%</td></tr><tr><td>キヌヒカリ</td><td>3.2%</td><td>↘2.1%</td></tr><tr><td>あさひの夢</td><td>1.2%</td><td>↗1.7%</td></tr><tr><td>ゆめぴりか</td><td>No data</td><td>↑1.6%</td></tr></tbody></table>	品種名	作付割合(全国)		2010年	2019年	コシヒカリ	37.6%	↓33.9%	ひとめぼれ	9.9%	↘9.4%	ヒノヒカリ	9.8%	↘8.4%	あきたこまち	7.7%	↘6.7%	ななつぼし	2.8%	↗3.4%	はえぬき	2.6%	↗2.8%	まっしぐら	1.5%	↗2.2%	キヌヒカリ	3.2%	↘2.1%	あさひの夢	1.2%	↗1.7%	ゆめぴりか	No data	↑1.6%	<table><thead><tr><th rowspan="2">品種名</th><th colspan="2">作付割合(全国)</th></tr><tr><th>2010年</th><th>2022年</th></tr></thead><tbody><tr><td>コシヒカリ</td><td>37.6%</td><td>↓33.4%</td></tr><tr><td>ひとめぼれ</td><td>9.9%</td><td>↘8.5%</td></tr><tr><td>ヒノヒカリ</td><td>9.8%</td><td>↘8.1%</td></tr><tr><td>あきたこまち</td><td>7.7%</td><td>↘6.7%</td></tr><tr><td>ななつぼし</td><td>2.8%</td><td>↗3.2%</td></tr><tr><td>はえぬき</td><td>2.6%</td><td>↗2.9%</td></tr><tr><td>まっしぐら</td><td>1.5%</td><td>↗2.4%</td></tr><tr><td>キヌヒカリ</td><td>3.2%</td><td>↘1.9%</td></tr><tr><td>あさひの夢</td><td>1.2%</td><td>↗1.3%</td></tr><tr><td>ゆめぴりか</td><td>No data</td><td>↑1.8%</td></tr></tbody></table>	品種名	作付割合(全国)		2010年	2022年	コシヒカリ	37.6%	↓33.4%	ひとめぼれ	9.9%	↘8.5%	ヒノヒカリ	9.8%	↘8.1%	あきたこまち	7.7%	↘6.7%	ななつぼし	2.8%	↗3.2%	はえぬき	2.6%	↗2.9%	まっしぐら	1.5%	↗2.4%	キヌヒカリ	3.2%	↘1.9%	あさひの夢	1.2%	↗1.3%	ゆめぴりか	No data	↑1.8%	
品種名	作付割合(全国)																																																																										
	2010年	2019年																																																																									
コシヒカリ	37.6%	↓33.9%																																																																									
ひとめぼれ	9.9%	↘9.4%																																																																									
ヒノヒカリ	9.8%	↘8.4%																																																																									
あきたこまち	7.7%	↘6.7%																																																																									
ななつぼし	2.8%	↗3.4%																																																																									
はえぬき	2.6%	↗2.8%																																																																									
まっしぐら	1.5%	↗2.2%																																																																									
キヌヒカリ	3.2%	↘2.1%																																																																									
あさひの夢	1.2%	↗1.7%																																																																									
ゆめぴりか	No data	↑1.6%																																																																									
品種名	作付割合(全国)																																																																										
	2010年	2022年																																																																									
コシヒカリ	37.6%	↓33.4%																																																																									
ひとめぼれ	9.9%	↘8.5%																																																																									
ヒノヒカリ	9.8%	↘8.1%																																																																									
あきたこまち	7.7%	↘6.7%																																																																									
ななつぼし	2.8%	↗3.2%																																																																									
はえぬき	2.6%	↗2.9%																																																																									
まっしぐら	1.5%	↗2.4%																																																																									
キヌヒカリ	3.2%	↘1.9%																																																																									
あさひの夢	1.2%	↗1.3%																																																																									
ゆめぴりか	No data	↑1.8%																																																																									
60	117	左上図																																																																									
61																																																																											

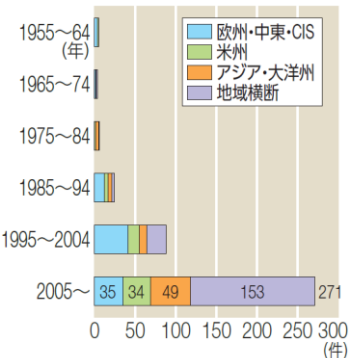
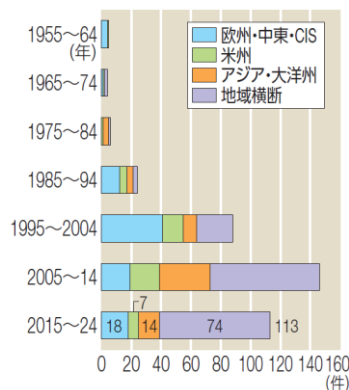
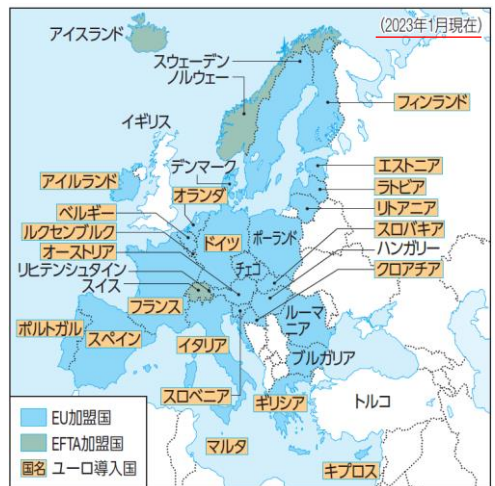
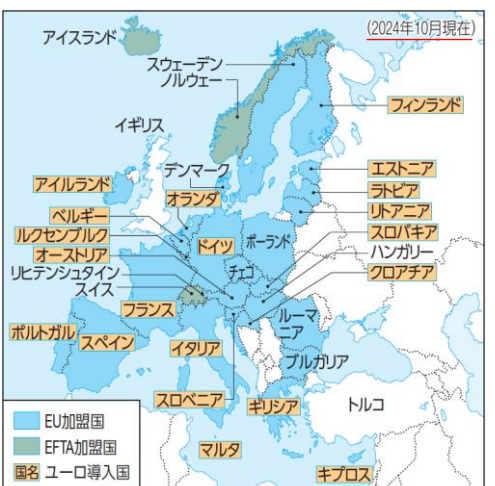
			図書の記号・番号	政経703						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理由
	ページ	行								
62	129	コラム 図								

					図書の記号・番号	政経703					
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
63	131	図	(欠番)								
64			(欠番)								

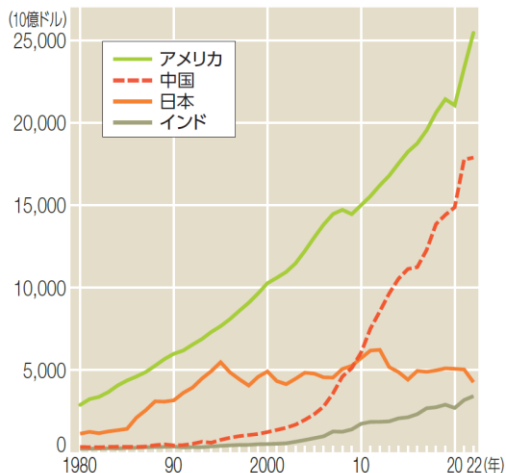
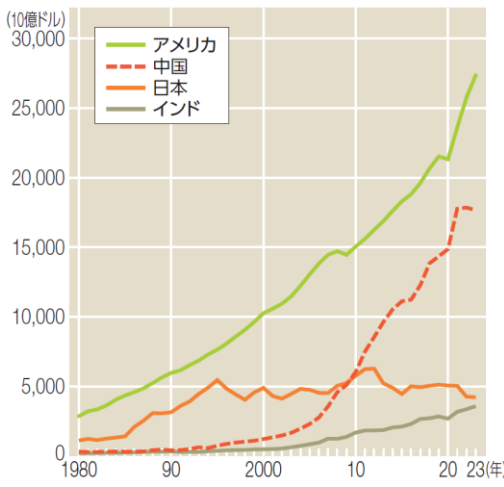
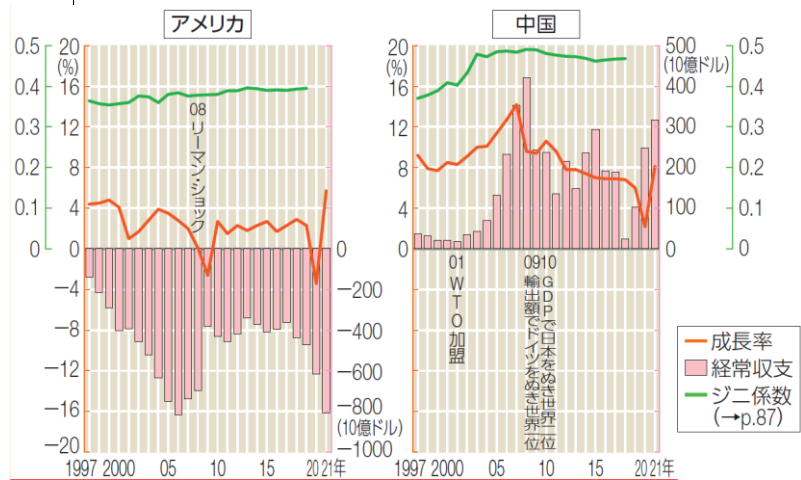
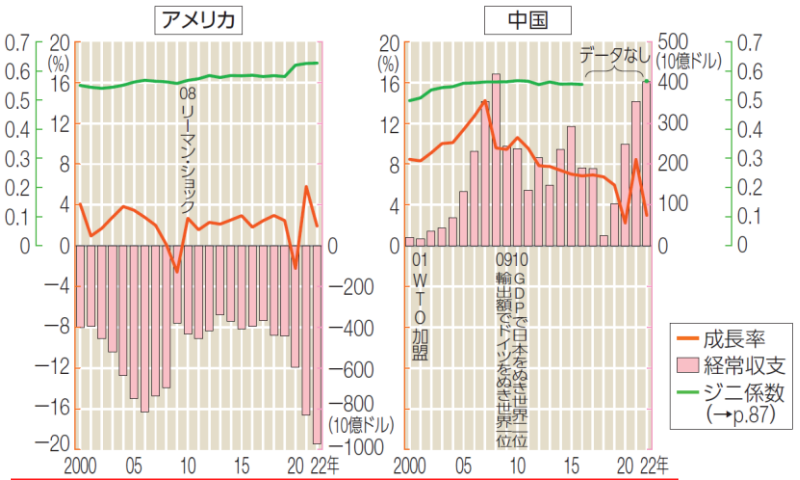
			図書の記号・番号		政経703						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
65	137	コラム 図									

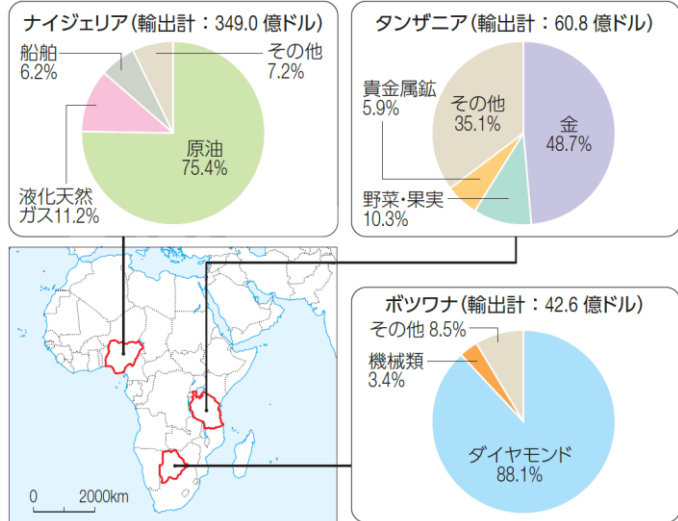
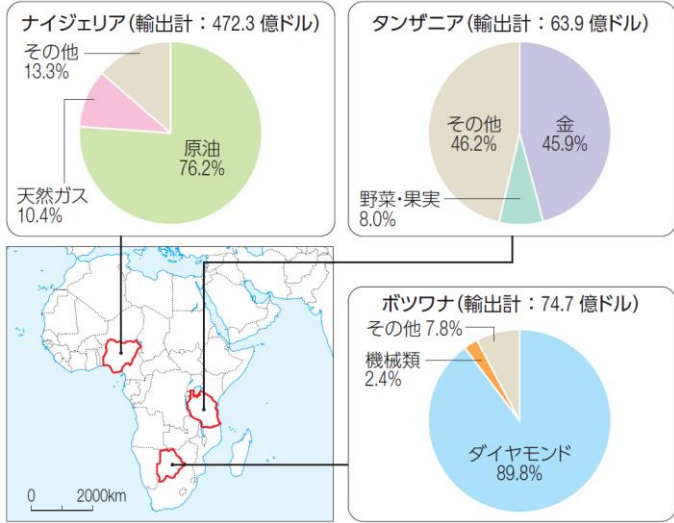
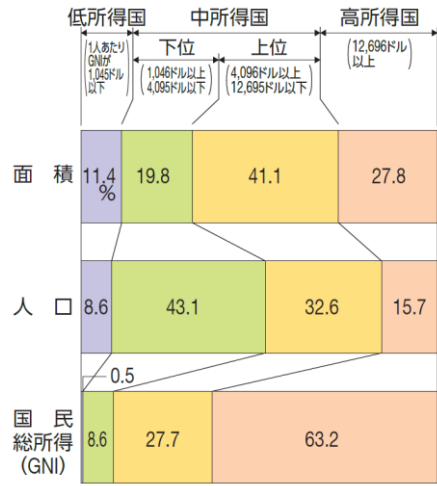
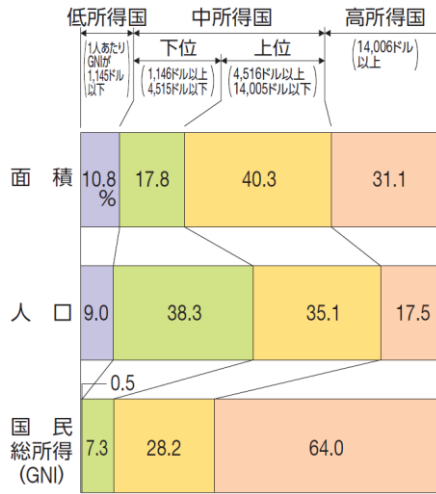
			図書の記号・番号	政経703																																																																						
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由																																																															
	ページ	行																																																																								
66	137	コラム 表	<table><tr><th>(単位：億円)</th><th>2022年</th></tr><tr><td>経常収支</td><td>115,466</td></tr><tr><td>貿易・サービス収支</td><td>-211,638</td></tr><tr><td>貿易収支</td><td>-157,436</td></tr><tr><td>輸出</td><td>987,688</td></tr><tr><td>輸入</td><td>1,145,124</td></tr><tr><td>サービス収支</td><td>-54,202</td></tr><tr><td>第1次所得収支</td><td>351,857</td></tr><tr><td>第2次所得収支</td><td>-24,753</td></tr><tr><td>資本移転等収支</td><td>-1,144</td></tr><tr><td>金融収支</td><td>64,922</td></tr><tr><td>直接投資</td><td>169,582</td></tr><tr><td>証券投資</td><td>-192,565</td></tr><tr><td>金融派生商品</td><td>51,362</td></tr><tr><td>その他投資</td><td>107,114</td></tr><tr><td>外貨準備</td><td>-70,571</td></tr><tr><td>誤差脱漏</td><td>-49,400</td></tr></table>	(単位：億円)	2022年	経常収支	115,466	貿易・サービス収支	-211,638	貿易収支	-157,436	輸出	987,688	輸入	1,145,124	サービス収支	-54,202	第1次所得収支	351,857	第2次所得収支	-24,753	資本移転等収支	-1,144	金融収支	64,922	直接投資	169,582	証券投資	-192,565	金融派生商品	51,362	その他投資	107,114	外貨準備	-70,571	誤差脱漏	-49,400		<table><tr><th>(単位：億円)</th><th>2023年</th></tr><tr><td>経常収支</td><td>213,810</td></tr><tr><td>貿易・サービス収支</td><td>-94,167</td></tr><tr><td>貿易収支</td><td>-65,009</td></tr><tr><td>輸出</td><td>1,003,546</td></tr><tr><td>輸入</td><td>1,068,555</td></tr><tr><td>サービス収支</td><td>-29,158</td></tr><tr><td>第1次所得収支</td><td>349,240</td></tr><tr><td>第2次所得収支</td><td>-41,263</td></tr><tr><td>資本移転等収支</td><td>-4,001'</td></tr><tr><td>金融収支</td><td>233,037</td></tr><tr><td>直接投資</td><td>228,423</td></tr><tr><td>証券投資</td><td>278,262</td></tr><tr><td>金融派生商品</td><td>65,026</td></tr><tr><td>その他投資</td><td>-381,117</td></tr><tr><td>外貨準備</td><td>42,444</td></tr><tr><td>誤差脱漏</td><td>23,228</td></tr></table>	(単位：億円)	2023年	経常収支	213,810	貿易・サービス収支	-94,167	貿易収支	-65,009	輸出	1,003,546	輸入	1,068,555	サービス収支	-29,158	第1次所得収支	349,240	第2次所得収支	-41,263	資本移転等収支	-4,001'	金融収支	233,037	直接投資	228,423	証券投資	278,262	金融派生商品	65,026	その他投資	-381,117	外貨準備	42,444	誤差脱漏	23,228	
(単位：億円)	2022年																																																																									
経常収支	115,466																																																																									
貿易・サービス収支	-211,638																																																																									
貿易収支	-157,436																																																																									
輸出	987,688																																																																									
輸入	1,145,124																																																																									
サービス収支	-54,202																																																																									
第1次所得収支	351,857																																																																									
第2次所得収支	-24,753																																																																									
資本移転等収支	-1,144																																																																									
金融収支	64,922																																																																									
直接投資	169,582																																																																									
証券投資	-192,565																																																																									
金融派生商品	51,362																																																																									
その他投資	107,114																																																																									
外貨準備	-70,571																																																																									
誤差脱漏	-49,400																																																																									
(単位：億円)	2023年																																																																									
経常収支	213,810																																																																									
貿易・サービス収支	-94,167																																																																									
貿易収支	-65,009																																																																									
輸出	1,003,546																																																																									
輸入	1,068,555																																																																									
サービス収支	-29,158																																																																									
第1次所得収支	349,240																																																																									
第2次所得収支	-41,263																																																																									
資本移転等収支	-4,001'																																																																									
金融収支	233,037																																																																									
直接投資	228,423																																																																									
証券投資	278,262																																																																									
金融派生商品	65,026																																																																									
その他投資	-381,117																																																																									
外貨準備	42,444																																																																									
誤差脱漏	23,228																																																																									

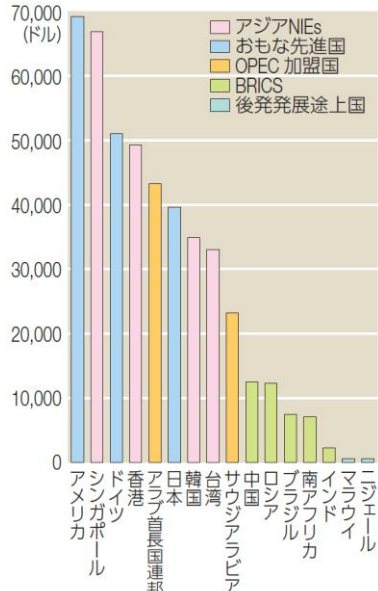
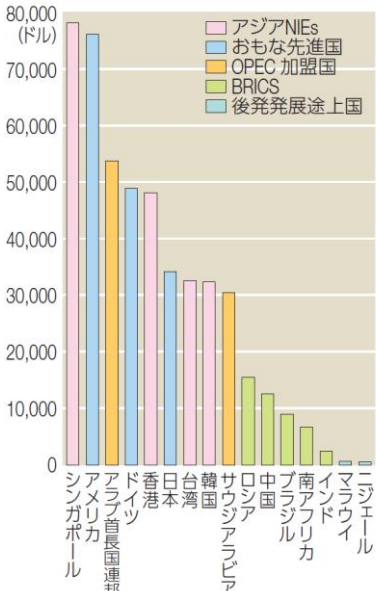
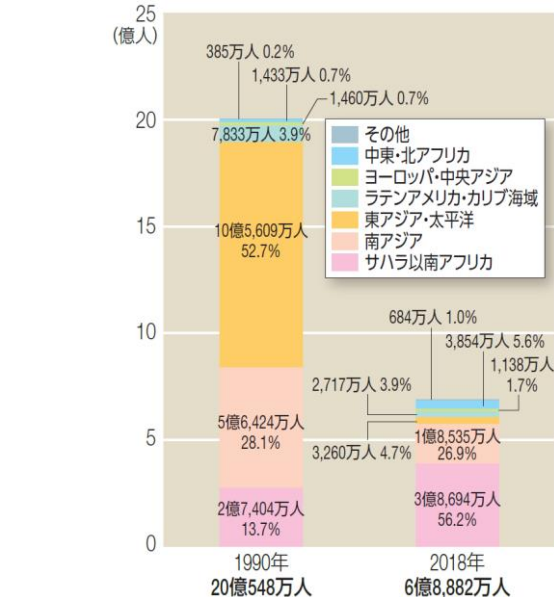
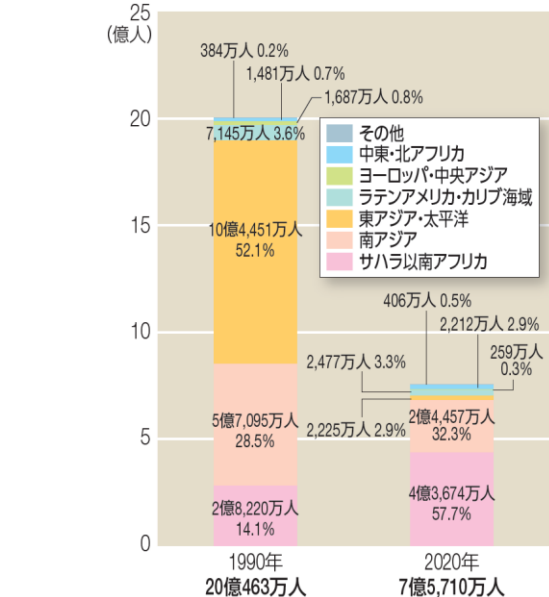
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
67	140	図2			

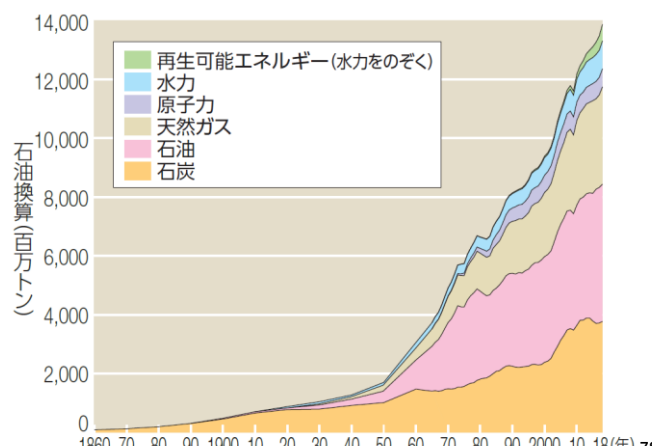
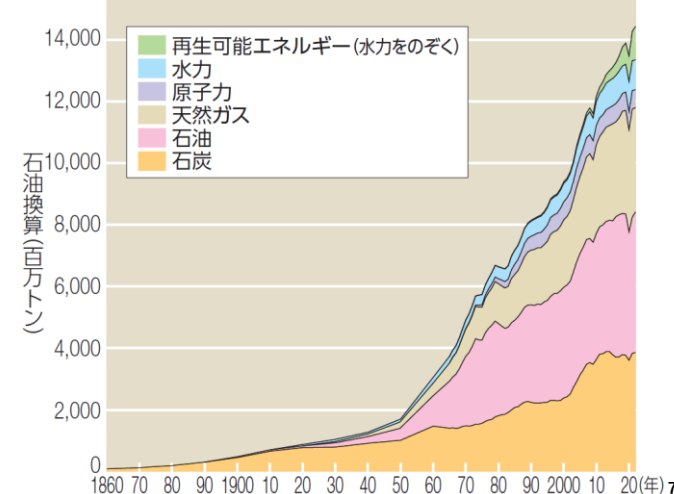
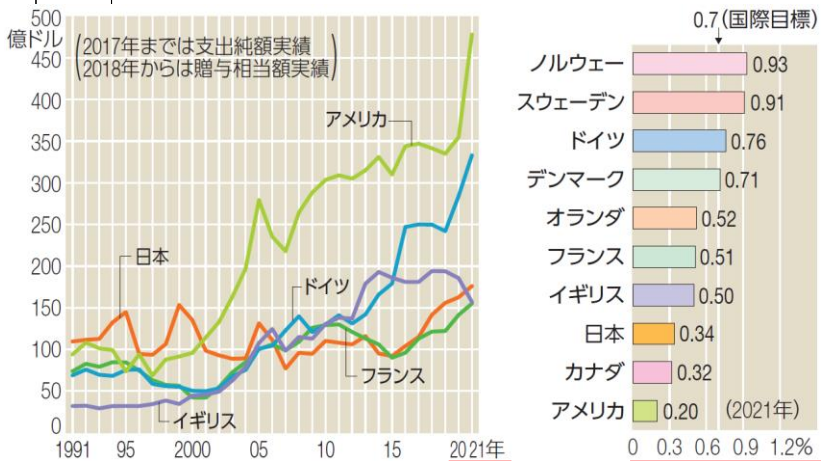
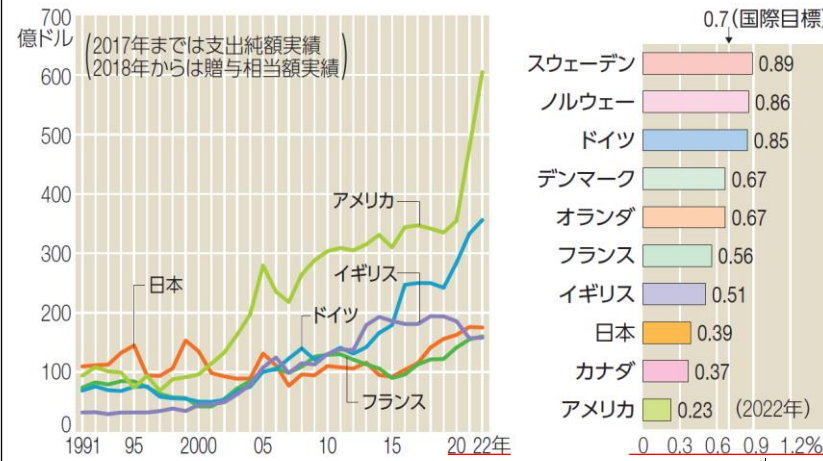
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
68	142	図1	 1 世界の F T A 発効件数の推移 2023年10月現在。ジェトロ資料などによる。	 1 世界の F T A 発効件数の推移 2024 年10月現在。ジェトロ資料などによる。	
69	142	図3			

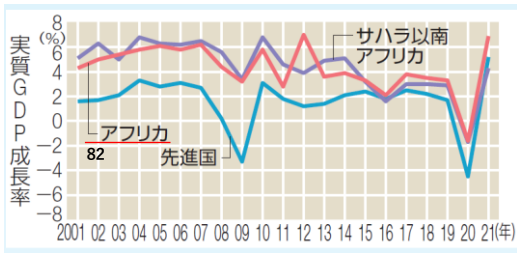
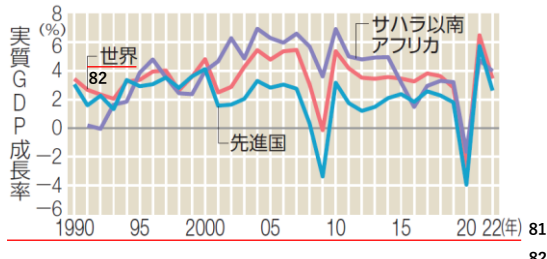
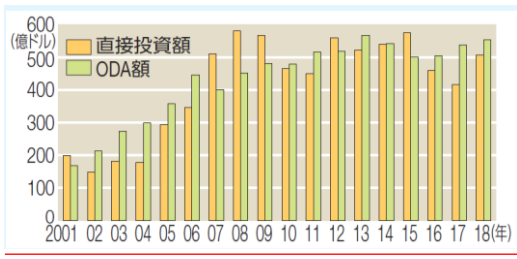
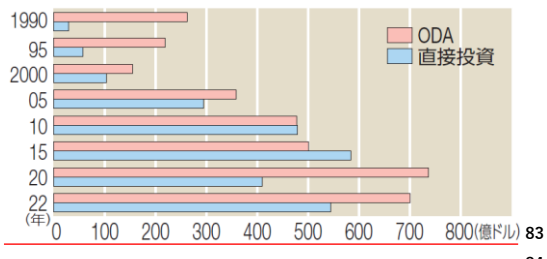
			図書の記号・番号		政経703
番号	訂正箇所		原	文	訂正理由
	ページ	行			
70	143	図4	4 地域的経済統合 <u>2023</u>年10月現在。 2021 イギリス 2022 RCEP <u>2023</u>年10月時点で発効済みのFTA/EPA。このほか、韓国、カナダ、トルコなどとも交渉を進めている。	4 地域的経済統合 <u>2024</u>年10月現在。 2021 イギリス 2022 RCEP <u>2024</u>年10月時点で発効済みのFTA/EPA。このほか、韓国、カナダ、トルコなどとも交渉を進めている。	

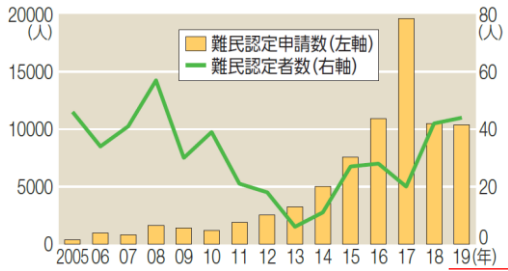
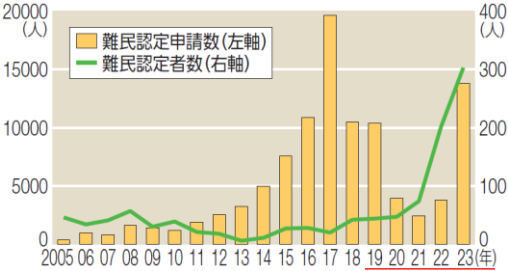
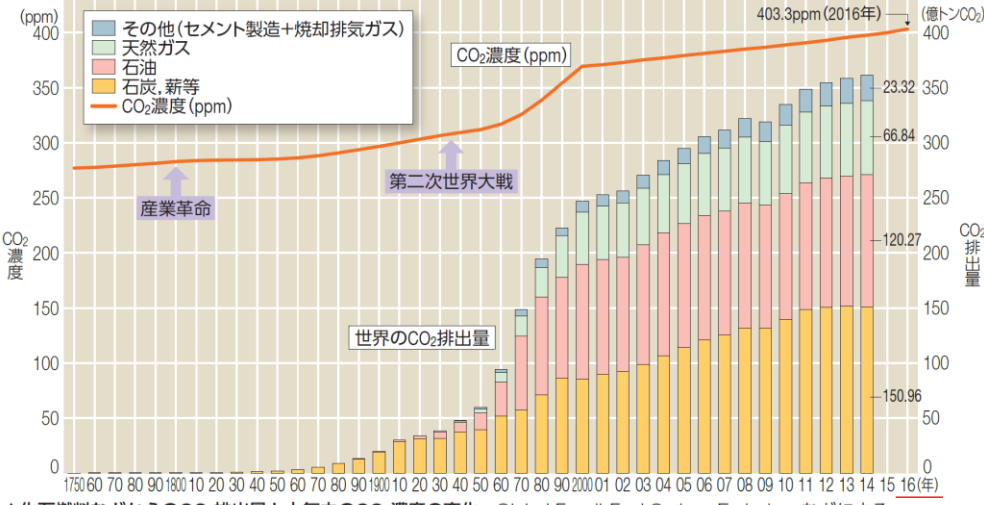
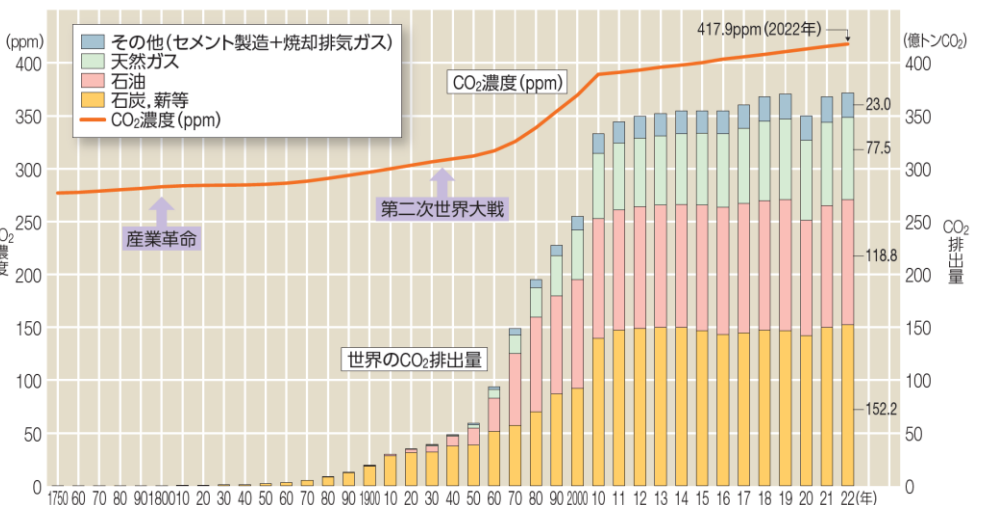
			図書の記号・番号		政経703
番号	訂正箇所		原	文	訂正理由
	ページ	行			
71	144	図1	 1 世界GDPに占める比率の変化72中国は2030年ごろまでにアメリカをぬいて世界第1位になると予想されている。IMF資料による。	 1 おもな国のGDP推移72中国は2030年ごろまでにアメリカをぬいて世界第1位になると予想されている。IMF資料による。	
72					
73	145	図3	 アメリカ 中国 成長率 経常収支 ジニ係数 (→p.87)	 アメリカ 中国 成長率 経常収支 ジニ係数 (→p.87)	

			図書の記号・番号	政経703							
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
74	148	図1					1 モノカルチャー経済 2020年。『世界国勢図会』2022/23年版による。 1 モノカルチャー経済 2021 年。『世界国勢図会』2024/25年版などによる。				
75	148	図2					2 世界の国・人口・国民所得（GNI）の分布 2020年。『世界国勢図会』2022/23年版による。 2 世界の国・人口・国民所得（GNI）の分布 2023年。『世界国勢図会』2024/25年版による。				

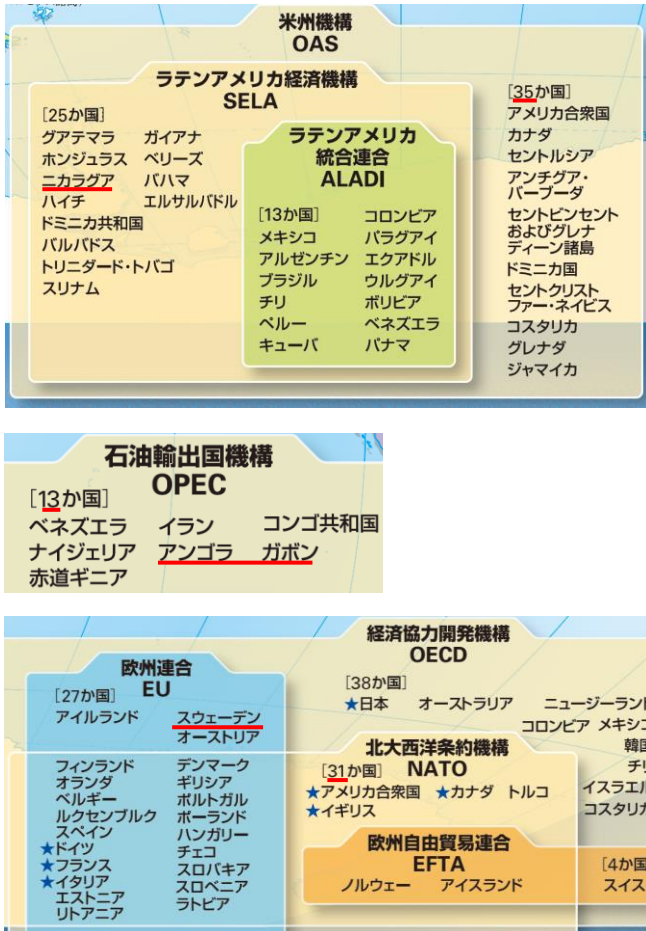
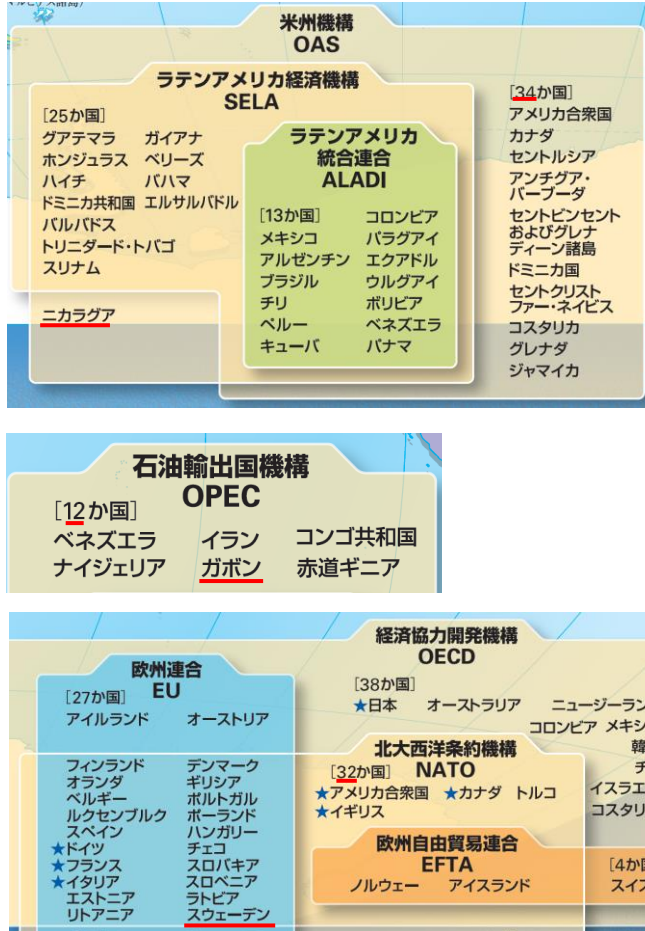
			図書の記号・番号		政経703	
番号	訂正箇所		原	文	訂正	理由
	ページ	行				
76	149	図3	 ▲シンガポールのビル群 1965年の独立後、シンガポールは外資導入による工業化で急成長をとげ、東南アジアの貿易・金融の拠点として発展した。 3 各国一人あたりGDP 2021年。『世界国勢図会』2023/24年版などによる。	 ▲シンガポールのビル群 1965年の独立後、シンガポールは外資導入による工業化で急成長をとげ、東南アジアの貿易・金融の拠点として発展した。 3 各国一人あたりGDP 2022年。『世界国勢図会』2024/25年版などによる。		
77	149	図4	 1990年 20億548万人 2018年 6億8,882万人	 1990年 20億463万人 2020年 7億5,710万人		

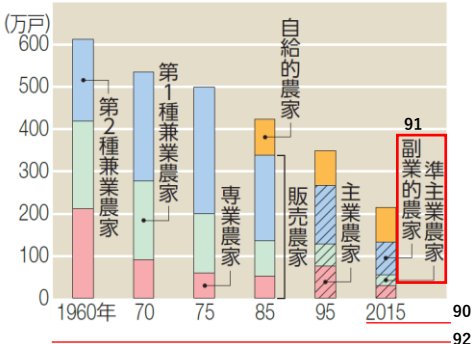
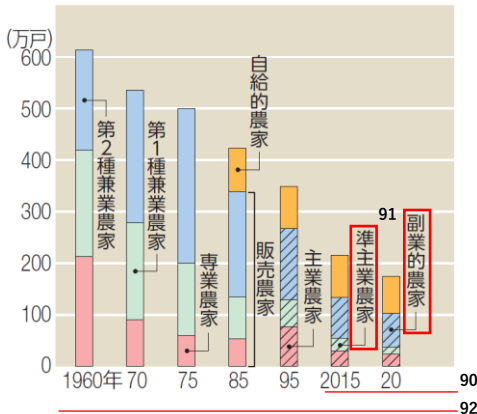
			図書の記号・番号	政経703																																									
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由																																								
	ページ	行																																											
78	150	図1	 1 世界の一次エネルギー消費量の推移 <u>日本エネルギー経済研究所資料</u>による。	 1 世界の一次エネルギー消費量の推移 <u>資源エネルギー庁資料</u>による。																																									
79																																													
80	152	図1	 (2017年までは支出純額実績) (2018年からは贈与相当額実績) 0.7(国際目標) <table><tr><td>ノルウェー</td><td>0.93</td></tr><tr><td>スウェーデン</td><td>0.91</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>0.76</td></tr><tr><td>デンマーク</td><td>0.71</td></tr><tr><td>オランダ</td><td>0.52</td></tr><tr><td>フランス</td><td>0.51</td></tr><tr><td>イギリス</td><td>0.50</td></tr><tr><td>日本</td><td>0.34</td></tr><tr><td>カナダ</td><td>0.32</td></tr><tr><td>アメリカ</td><td>0.20 (2021年)</td></tr></table>	ノルウェー	0.93	スウェーデン	0.91	ドイツ	0.76	デンマーク	0.71	オランダ	0.52	フランス	0.51	イギリス	0.50	日本	0.34	カナダ	0.32	アメリカ	0.20 (2021年)	 (2017年までは支出純額実績) (2018年からは贈与相当額実績) 0.7(国際目標) <table><tr><td>スウェーデン</td><td>0.89</td></tr><tr><td>ノルウェー</td><td>0.86</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>0.85</td></tr><tr><td>デンマーク</td><td>0.67</td></tr><tr><td>オランダ</td><td>0.67</td></tr><tr><td>フランス</td><td>0.56</td></tr><tr><td>イギリス</td><td>0.51</td></tr><tr><td>日本</td><td>0.39</td></tr><tr><td>カナダ</td><td>0.37</td></tr><tr><td>アメリカ</td><td>0.23 (2022年)</td></tr></table>	スウェーデン	0.89	ノルウェー	0.86	ドイツ	0.85	デンマーク	0.67	オランダ	0.67	フランス	0.56	イギリス	0.51	日本	0.39	カナダ	0.37	アメリカ	0.23 (2022年)	
ノルウェー	0.93																																												
スウェーデン	0.91																																												
ドイツ	0.76																																												
デンマーク	0.71																																												
オランダ	0.52																																												
フランス	0.51																																												
イギリス	0.50																																												
日本	0.34																																												
カナダ	0.32																																												
アメリカ	0.20 (2021年)																																												
スウェーデン	0.89																																												
ノルウェー	0.86																																												
ドイツ	0.85																																												
デンマーク	0.67																																												
オランダ	0.67																																												
フランス	0.56																																												
イギリス	0.51																																												
日本	0.39																																												
カナダ	0.37																																												
アメリカ	0.23 (2022年)																																												

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
81	153	コラム 上図			
82					
83	153	コラム 下図			
84					

			図書の記号・番号	政経703
番号	訂正箇所		訂正文	訂正理由
	ページ	行		
85	155	図		
86	158	図	  ▲化石燃料などからのCO₂排出量と大気中のCO₂濃度の変化 Global Fossil-Fuel Carbon Emissionsなどによる。	
				

			図書の記号・番号	政経703							
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
87	巻末4										
日本の世界遺産 歴史を物語る遺跡・文化財と貴重な自然 2023 年現在、日本には、25 の世界遺産がある（文化遺産 20、自然遺産 5）。 世界遺産条約は、普遍的な価値をもつ文化と自然を人類共通の遺産として保護・保存することを目的に、1972 年にユネスコ総会で採択された。わたしたちには、これらの貴重な遺産を未来の世代にひきついでいく責任がある。 87 日本の世界遺産 歴史を物語る遺跡・文化財と貴重な自然 2024 年現在、日本には、26 の世界遺産がある（文化遺産 21、自然遺産 5）。 世界遺産条約は、普遍的な価値をもつ文化と自然を人類共通の遺産として保護・保存することを目的に、1972 年にユネスコ総会で採択された。わたしたちには、これらの貴重な遺産を未来の世代にひきついでいく責任がある。 87											
88											

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
89	巻末 5-6		 	 	

			図書の記号・番号		政経703
番号	訂正箇所		原	文	訂正理由
	ページ	行			
90	89	図5			
91					
92					

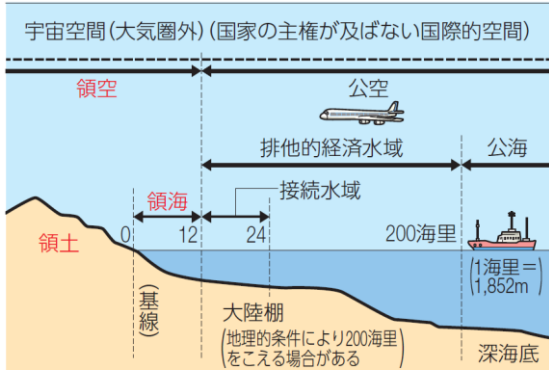
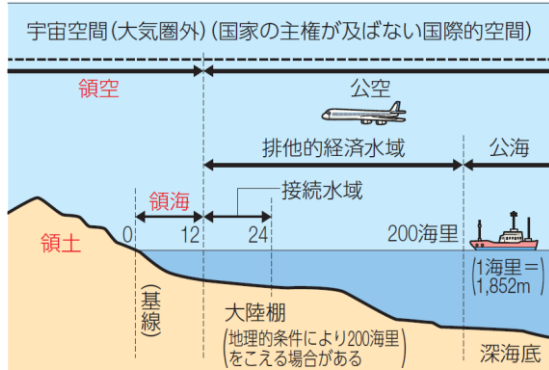
			図書の記号・番号		政経703																																																																																																								
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																											
93	15	図6 解説	6 ロシアの政治制度 大統領は任期6年で、 <u>連続3選は禁止されている。</u>		6 ロシアの政治制度 大統領は任期6年で、 <u>通算2期まで。</u>																																																																																																								
94	25	表	<table><tr><th>事件名</th><th>罪名</th><th>判決</th><th>再審無罪判決</th></tr><tr><td>吉田がんくつ王事件</td><td>強盗殺人</td><td>無期懲役</td><td>1963年</td></tr><tr><td>弘前大学教授夫人殺し</td><td>殺人</td><td>懲役15年</td><td>1977年</td></tr><tr><td>加藤老事件</td><td>強盗殺人</td><td>無期懲役</td><td>1977年</td></tr><tr><td>青森老女殺し</td><td>婦女暴行殺人</td><td>懲役10年</td><td>1978年</td></tr><tr><td>免田事件</td><td>強盗殺人</td><td>死刑</td><td>1983年</td></tr><tr><td>財田川事件</td><td>強盗殺人</td><td>死刑</td><td>1984年</td></tr><tr><td>松山事件</td><td>強盗殺人放火</td><td>死刑</td><td>1984年</td></tr><tr><td>徳島ラジオ商殺し</td><td>殺人</td><td>懲役13年</td><td>1985年</td></tr><tr><td>島田事件</td><td>殺人</td><td>死刑</td><td>1989年</td></tr><tr><td>足利事件</td><td>誘拐殺人 死体遺棄</td><td>無期懲役</td><td>2010年</td></tr><tr><td>布川事件</td><td>強盗殺人</td><td>無期懲役</td><td>2011年</td></tr></table> ▲おもな冤罪事件(再審無罪判決が出された順)		事件名	罪名	判決	再審無罪判決	吉田がんくつ王事件	強盗殺人	無期懲役	1963年	弘前大学教授夫人殺し	殺人	懲役15年	1977年	加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	1977年	青森老女殺し	婦女暴行殺人	懲役10年	1978年	免田事件	強盗殺人	死刑	1983年	財田川事件	強盗殺人	死刑	1984年	松山事件	強盗殺人放火	死刑	1984年	徳島ラジオ商殺し	殺人	懲役13年	1985年	島田事件	殺人	死刑	1989年	足利事件	誘拐殺人 死体遺棄	無期懲役	2010年	布川事件	強盗殺人	無期懲役	2011年	112	<table><tr><th>事件名</th><th>罪名</th><th>判決</th><th>再審無罪判決</th></tr><tr><td>加藤老事件</td><td>強盗殺人</td><td>無期懲役</td><td>1977年</td></tr><tr><td>青森老女殺し</td><td>婦女暴行殺人</td><td>懲役10年</td><td>1978年</td></tr><tr><td>免田事件</td><td>強盗殺人</td><td>死刑</td><td>1983年</td></tr><tr><td>財田川事件</td><td>強盗殺人</td><td>死刑</td><td>1984年</td></tr><tr><td>松山事件</td><td>強盗殺人放火</td><td>死刑</td><td>1984年</td></tr><tr><td>徳島ラジオ商殺し</td><td>殺人</td><td>懲役13年</td><td>1985年</td></tr><tr><td>島田事件</td><td>殺人</td><td>死刑</td><td>1989年</td></tr><tr><td>足利事件</td><td>誘拐殺人 死体遺棄</td><td>無期懲役</td><td>2010年</td></tr><tr><td>布川事件</td><td>強盗殺人</td><td>無期懲役</td><td>2011年</td></tr><tr><td>東電OL殺人事件</td><td>強盗殺人</td><td>無期懲役</td><td>2012年</td></tr><tr><td>袴田事件</td><td>強盗殺人放火</td><td>死刑</td><td>2024年</td></tr></table> ▲おもな冤罪事件		事件名	罪名	判決	再審無罪判決	加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	1977年	青森老女殺し	婦女暴行殺人	懲役10年	1978年	免田事件	強盗殺人	死刑	1983年	財田川事件	強盗殺人	死刑	1984年	松山事件	強盗殺人放火	死刑	1984年	徳島ラジオ商殺し	殺人	懲役13年	1985年	島田事件	殺人	死刑	1989年	足利事件	誘拐殺人 死体遺棄	無期懲役	2010年	布川事件	強盗殺人	無期懲役	2011年	東電OL殺人事件	強盗殺人	無期懲役	2012年	袴田事件	強盗殺人放火	死刑	2024年	94					
事件名	罪名	判決	再審無罪判決																																																																																																										
吉田がんくつ王事件	強盗殺人	無期懲役	1963年																																																																																																										
弘前大学教授夫人殺し	殺人	懲役15年	1977年																																																																																																										
加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	1977年																																																																																																										
青森老女殺し	婦女暴行殺人	懲役10年	1978年																																																																																																										
免田事件	強盗殺人	死刑	1983年																																																																																																										
財田川事件	強盗殺人	死刑	1984年																																																																																																										
松山事件	強盗殺人放火	死刑	1984年																																																																																																										
徳島ラジオ商殺し	殺人	懲役13年	1985年																																																																																																										
島田事件	殺人	死刑	1989年																																																																																																										
足利事件	誘拐殺人 死体遺棄	無期懲役	2010年																																																																																																										
布川事件	強盗殺人	無期懲役	2011年																																																																																																										
事件名	罪名	判決	再審無罪判決																																																																																																										
加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	1977年																																																																																																										
青森老女殺し	婦女暴行殺人	懲役10年	1978年																																																																																																										
免田事件	強盗殺人	死刑	1983年																																																																																																										
財田川事件	強盗殺人	死刑	1984年																																																																																																										
松山事件	強盗殺人放火	死刑	1984年																																																																																																										
徳島ラジオ商殺し	殺人	懲役13年	1985年																																																																																																										
島田事件	殺人	死刑	1989年																																																																																																										
足利事件	誘拐殺人 死体遺棄	無期懲役	2010年																																																																																																										
布川事件	強盗殺人	無期懲役	2011年																																																																																																										
東電OL殺人事件	強盗殺人	無期懲役	2012年																																																																																																										
袴田事件	強盗殺人放火	死刑	2024年																																																																																																										
95	31	16	情報公開法^⑨が制定された。 ⇒p.43 →1 (削除)		113		情報公開法^⑨が制定された。 ⇒p.43																																																																																																						
96	32	リード 文	人権保障をめぐる課題にはどの ようなものがある <u>だろ</u> か。また,				人権保障をめぐる課題にはどの ようなものがある <u>だらう</u> か。また,																																																																																																						

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
97	45	13-14	の投票によって審査される(国民審査, 第79条2項・3項)。また, 国会に設置される ^{だんがい} 弾劾裁判所 ^{⇒p.29} は, 職務上の義務に著しく違反するなど, 国民の信託に違反するような行為をおこなった裁判官を訴追し, やめさせることができる(第64条)。	の投票によって審査される(国民審査, 第79条2項・3項)。また, 国会に設置される ^{だんがい} 弾劾裁判所 ^{⇒p.29} において, 職務上の義務に著しく違反するなど, 国民の信託に違反するような行為をおこない, 訴追された裁判官をやめさせることができる(第64条)。	

			図書の記号・番号	政経703																																																																		
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由																																																											
	ページ	行																																																																				
98	44	表		99		99	2 最高裁大法廷																																																															
99	写真2																																																																					
			<table><tr><td>1973</td><td>尊属殺重罰規定</td></tr><tr><td>1975</td><td>薬局開設距離制限規定</td></tr><tr><td>1976</td><td>議員定数不均^{きんこう}衡事件</td></tr><tr><td>1985</td><td>議員定数不均^{きんこう}衡事件</td></tr><tr><td>1987</td><td>共有林分割制限規定</td></tr><tr><td>1997</td><td>愛媛玉ぐし料^{えひめ}訴訟^{そしょう}</td></tr><tr><td>2002</td><td>郵便法損害賠償^{はいしやう}事件</td></tr><tr><td>2005</td><td>在外選挙権制限規定</td></tr><tr><td>2008</td><td>国籍法婚外子差別^{こくせき}規定</td></tr><tr><td>2010</td><td>空知太神社訴訟^{そらちふと}</td></tr><tr><td>2013</td><td>婚外子相続格差規定</td></tr><tr><td>2015</td><td>女子再婚禁止期間規定</td></tr><tr><td>2021</td><td>孔子廟^{こうしむう}訴訟</td></tr><tr><td>2022</td><td>国民審査在外投票規定</td></tr><tr><td>2023</td><td>性別変更手術要件規定</td></tr></table>	1973	尊属殺重罰規定	1975	薬局開設距離制限規定	1976	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件	1985	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件	1987	共有林分割制限規定	1997	愛媛玉ぐし料 ^{えひめ} 訴訟 ^{そしょう}	2002	郵便法損害賠償 ^{はいしやう} 事件	2005	在外選挙権制限規定	2008	国籍法婚外子差別 ^{こくせき} 規定	2010	空知太神社訴訟 ^{そらちふと}	2013	婚外子相続格差規定	2015	女子再婚禁止期間規定	2021	孔子廟 ^{こうしむう} 訴訟	2022	国民審査在外投票規定	2023	性別変更手術要件規定	98	<table><tr><td>1973</td><td>尊属殺重罰規定</td></tr><tr><td>1975</td><td>薬局開設距離制限規定</td></tr><tr><td>1976</td><td>議員定数不均^{きんこう}衡事件</td></tr><tr><td>1985</td><td>議員定数不均^{きんこう}衡事件</td></tr><tr><td>1987</td><td>共有林分割制限規定</td></tr><tr><td>1997</td><td>愛媛玉ぐし料^{えひめ}訴訟^{そしょう}</td></tr><tr><td>2002</td><td>郵便法損害賠償^{はいしやう}事件</td></tr><tr><td>2005</td><td>在外選挙権制限規定</td></tr><tr><td>2008</td><td>国籍法婚外子差別^{こくせき}規定</td></tr><tr><td>2010</td><td>空知太神社訴訟^{そらちふと}</td></tr><tr><td>2013</td><td>婚外子相続格差規定</td></tr><tr><td>2015</td><td>女子再婚禁止期間規定</td></tr><tr><td>2021</td><td>孔子廟^{こうしむう}訴訟</td></tr><tr><td>2022</td><td>国民審査在外投票規定</td></tr><tr><td>2023</td><td>性別変更手術要件規定</td></tr><tr><td>2024</td><td>旧優生保護法^{きうゆうせいほごほう}国賠訴訟</td></tr></table>	1973	尊属殺重罰規定	1975	薬局開設距離制限規定	1976	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件	1985	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件	1987	共有林分割制限規定	1997	愛媛玉ぐし料 ^{えひめ} 訴訟 ^{そしょう}	2002	郵便法損害賠償 ^{はいしやう} 事件	2005	在外選挙権制限規定	2008	国籍法婚外子差別 ^{こくせき} 規定	2010	空知太神社訴訟 ^{そらちふと}	2013	婚外子相続格差規定	2015	女子再婚禁止期間規定	2021	孔子廟 ^{こうしむう} 訴訟	2022	国民審査在外投票規定	2023	性別変更手術要件規定	2024	旧優生保護法 ^{きうゆうせいほごほう} 国賠訴訟	98	3 最高裁判所のおもな違憲判決	3 最高裁判所のおもな違憲判決
1973	尊属殺重罰規定																																																																					
1975	薬局開設距離制限規定																																																																					
1976	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件																																																																					
1985	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件																																																																					
1987	共有林分割制限規定																																																																					
1997	愛媛玉ぐし料 ^{えひめ} 訴訟 ^{そしょう}																																																																					
2002	郵便法損害賠償 ^{はいしやう} 事件																																																																					
2005	在外選挙権制限規定																																																																					
2008	国籍法婚外子差別 ^{こくせき} 規定																																																																					
2010	空知太神社訴訟 ^{そらちふと}																																																																					
2013	婚外子相続格差規定																																																																					
2015	女子再婚禁止期間規定																																																																					
2021	孔子廟 ^{こうしむう} 訴訟																																																																					
2022	国民審査在外投票規定																																																																					
2023	性別変更手術要件規定																																																																					
1973	尊属殺重罰規定																																																																					
1975	薬局開設距離制限規定																																																																					
1976	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件																																																																					
1985	議員定数不均 ^{きんこう} 衡事件																																																																					
1987	共有林分割制限規定																																																																					
1997	愛媛玉ぐし料 ^{えひめ} 訴訟 ^{そしょう}																																																																					
2002	郵便法損害賠償 ^{はいしやう} 事件																																																																					
2005	在外選挙権制限規定																																																																					
2008	国籍法婚外子差別 ^{こくせき} 規定																																																																					
2010	空知太神社訴訟 ^{そらちふと}																																																																					
2013	婚外子相続格差規定																																																																					
2015	女子再婚禁止期間規定																																																																					
2021	孔子廟 ^{こうしむう} 訴訟																																																																					
2022	国民審査在外投票規定																																																																					
2023	性別変更手術要件規定																																																																					
2024	旧優生保護法 ^{きうゆうせいほごほう} 国賠訴訟																																																																					

			図書の記号・番号	政経703							
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由
	ページ	行									
100	71	7	積量を、ストックという。ストックのうち、 <u>天然資源をのぞき、土地</u> stock や建物など有形資産と対外純資産を合計したものを <u>国富</u> といひ、 こくふ	積量を、ストックという。ストックのうち、 <u>土地</u> や建物など有形資産 stock と対外純資産を合計したものを <u>国富</u> といひ、 こくふ							
101	71	16-18	豊かさとGDP ◆3 GDPの限界にも、注意する必要がある。高い 経済成長率を実現するいっぽうで、自然環境を はかい な 破壊し、慣れ親しんできた風景を失ったとしても、それらが財・サー しじょう ビスのような市場価格をもたないかぎり、GDPには<u>反映されない</u>。 GDPには、わたしたちが「豊かさ」を感じるもののすべてが<u>含まれて</u> <u>いる</u>わけではない。	豊かさとGDP ◆3 GDPの限界にも、注意する必要がある。高い 経済成長率を実現するいっぽうで、自然環境を はかい な 破壊し、慣れ親しんできた風景を失ったとしても、それらが財・サー しじょう ビスのような市場価格をもたないかぎり、GDPを<u>減少させることは</u> <u>ない</u>。GDPには、わたしたちが「豊かさ」を感じるもののすべて が<u>反映される</u>わけではない。							
102	74	23-25	非伝統的金融政策……近年の景気後退期のもと、日銀は伝統的な金融政策に かわって、政策金利を実質0%までひき下げる<u>ゼロ金利政策</u>や<u>量的緩和</u>^⑤ などの金融緩和策を試みてきた。また、2013年には、消費者物価上昇率を前年比 →p.85 2%とする目標(インフレターゲット)を設定し、<u>量的・質的金融緩和</u>を実施した。 ⑤ さらに、2016年には、日銀当座預金の一部分の金利をマイナスにすることで、 金融機関から企業への貸し出しをうながす<u>マイナス金利政策</u>も導入された。	非伝統的金融政策……近年の景気後退期のもと、日銀は伝統的な金融政策に かわって、政策金利を実質0%までひき下げる<u>ゼロ金利政策</u>や<u>量的緩和</u>^⑤ などの金融緩和策を試みてきた。また、2013年には、消費者物価上昇率を前年比 →p.85 2%とする目標(インフレターゲット)を設定し、<u>量的・質的金融緩和</u>を実施した。 ⑤ さらに、2016年には、日銀当座預金の一部分の金利をマイナスにすることで、 金融機関から企業への貸し出しをうながす<u>マイナス金利政策</u>も導入された。 (2024年3月に解除)							

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
103	81	5-6	■ 増え続ける「借金」 日本はいま、^{しんこく}深刻な財政状況にある。歳入の基本である税収が一般歳出に届かず、不足分を国債やその他収入で補っている。その結果、国債残高が増え、<u>2023年度末現在、国債残高は1,068兆円</u>、地方債をあわせた長期債務残高は<u>1,280兆円</u>に達している。国債は借金であるため、いずれ返済しなければならないが、政府の資金源はあくまで税金である。つまり国債は、最後は国民が税金で返済することになる。その負担のあり方をめぐり、さまざまな問題が生じている。	■ 増え続ける「借金」 日本はいま、^{しんこく}深刻な財政状況にある。歳入の基本である税収が一般歳出に届かず、不足分を国債やその他収入で補っている。その結果、国債残高が増え、<u>2024年度末現在、国債残高は1,105兆円</u>、地方債をあわせた長期債務残高は<u>1,315兆円</u>に達している。国債は借金であるため、いずれ返済しなければならないが、政府の資金源はあくまで税金である。つまり国債は、最後は国民が税金で返済することになる。その負担のあり方をめぐり、さまざまな問題が生じている。	
104	95	4-7	<u>男女雇用機会均等法(1986年施行)</u>は、労働者の雇用・採用・昇進・定年など、労働条件のすべてにわたり、男女差別を禁止している。また、1997年の同法改正では、<u>セクシュアル・ハラスメントの防止が義務づけられ、違反企業名の公表など^③罰則規定ももりこまれた。</u>	<u>男女雇用機会均等法</u>は、労働者の雇用・採用・昇進・定年など、労働条件のすべてにわたり、男女差別を禁止して^③<u>いる。</u>	
		注③	^③2017年の改正で、^{にんしん}妊娠や出産を理由に解雇したり退職を強要したりすること(マタニティ・ハラスメント)の防止措置を企業に義務づけた。	^③1997年の同法改正では、<u>セクシュアル・ハラスメントの防止が義務づけられ、違反企業名の公表など罰則規定ももりこまれた。また、2017年の改正では、^{にんしん}妊娠や出産を理由に解雇したり退職を強要したりすること(マタニティ・ハラスメント)の防止措置を企業に義務づけた。</u>	

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
105	117	左段 1	そこで、公正取引 <u>員</u> 会は	そこで、公正取引 <u>委</u> 員会は	
106	120	図1 解説	 1 主権の及ぶ領域 一国の主権が及ぶ領域は、領土・領海・領空からなる。国連海洋法条約(1982年採択、94年発効)では、領海12海里、排他的経済水域200海里、深海底を人類共同の財産と<u>している</u>	 1 主権の及ぶ領域 一国の主権が及ぶ領域は、領土・領海・領空からなる。国連海洋法条約(1982年採択、94年発効)は、領海を12海里、排他的経済水域を200海里、深海底を人類共同の財産と<u>それぞれ規定している</u>	

					図書の記号・番号		政経703																																																																																																																														
番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文	訂	正	理	由																																																																																																																										
	ページ	行																																																																																																																																			
107	122	表1																																																																																																																																			
		<table><tr><td>名称</td><td> *印は日本が^{D U R A}批准 </td><td>採択年月日</td><td>締約国数</td></tr><tr><td>集団殺害罪の防止および処罰に関する条約</td><td></td><td>1948.12. 9</td><td>153</td></tr><tr><td>* 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td><td></td><td>1949.12. 2</td><td>82</td></tr><tr><td>* 難民の地位に関する条約</td><td></td><td>1951. 7.28</td><td>146</td></tr><tr><td>* 婦人の参政権に関する条約</td><td></td><td>1952.12.20</td><td>123</td></tr><tr><td>* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約</td><td></td><td>1965.12.21</td><td>182</td></tr><tr><td>* 経済的, 社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)</td><td></td><td>1966.12.16</td><td><u>171</u></td></tr><tr><td>* 市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)</td><td></td><td>1966.12.16</td><td><u>173</u></td></tr><tr><td>市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書</td><td></td><td>1966.12.16</td><td>116</td></tr><tr><td>市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書</td><td></td><td>1989.12.15</td><td><u>90</u></td></tr><tr><td>* 難民の地位に関する議定書</td><td></td><td>1967. 1.31</td><td>147</td></tr><tr><td>アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約</td><td></td><td>1973.11.30</td><td><u>109</u></td></tr><tr><td>* 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約</td><td></td><td>1979.12.18</td><td>189</td></tr><tr><td>* 拷問およびその他の残虐な, 非人道的または品位を傷つける 取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約</td><td></td><td>1984.12.10</td><td><u>173</u></td></tr><tr><td>* 子どもの権利条約</td><td></td><td>1989.11.20</td><td>196</td></tr><tr><td>* 障害者権利条約</td><td></td><td>2006.12.13</td><td><u>187</u></td></tr></table> 1 国連主要人権条約一覧 2023年10月現在。国際人権規約などの選択議定書を日本が批准していない理由として, 政府は司法権の独立を含めて司法制度の関連で問題が生じるおそれがあり, 慎重に検討していると説明している。国連資料による。		名称	*印は日本が^{D U R A}批准	採択年月日	締約国数	集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	153	* 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82	* 難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146	* 婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123	* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182	* 経済的, 社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)		1966.12.16	<u>171</u>	* 市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)		1966.12.16	<u>173</u>	市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116	市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	<u>90</u>	* 難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147	アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	<u>109</u>	* 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189	* 拷問およびその他の残虐な, 非人道的または品位を傷つける 取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	<u>173</u>	* 子どもの権利条約		1989.11.20	196	* 障害者権利条約		2006.12.13	<u>187</u>	<table><tr><td>名称</td><td> *印は日本が^{D U R A}批准 </td><td>採択年月日</td><td>締約国数</td></tr><tr><td>集団殺害罪の防止および処罰に関する条約</td><td></td><td>1948.12. 9</td><td>153</td></tr><tr><td>* 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td><td></td><td>1949.12. 2</td><td>82</td></tr><tr><td>* 難民の地位に関する条約</td><td></td><td>1951. 7.28</td><td>146</td></tr><tr><td>* 婦人の参政権に関する条約</td><td></td><td>1952.12.20</td><td>123</td></tr><tr><td>* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約</td><td></td><td>1965.12.21</td><td>182</td></tr><tr><td>* 経済的, 社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)</td><td></td><td>1966.12.16</td><td><u>172</u></td></tr><tr><td>* 市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)</td><td></td><td>1966.12.16</td><td><u>174</u></td></tr><tr><td>市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書</td><td></td><td>1966.12.16</td><td>116</td></tr><tr><td>市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書</td><td></td><td>1989.12.15</td><td><u>91</u></td></tr><tr><td>* 難民の地位に関する議定書</td><td></td><td>1967. 1.31</td><td>147</td></tr><tr><td>アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約</td><td></td><td>1973.11.30</td><td><u>110</u></td></tr><tr><td>* 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約</td><td></td><td>1979.12.18</td><td>189</td></tr><tr><td>* 拷問およびその他の残虐な, 非人道的または品位を傷つける 取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約</td><td></td><td>1984.12.10</td><td><u>174</u></td></tr><tr><td>* 子どもの権利条約</td><td></td><td>1989.11.20</td><td>196</td></tr><tr><td>* 障害者権利条約</td><td></td><td>2006.12.13</td><td><u>191</u></td></tr></table> 1 国連主要人権条約一覧 2024年10月現在。国際人権規約などの選択議定書を日本が批准していない理由として, 政府は司法権の独立を含めて司法制度の関連で問題が生じるおそれがあり, 慎重に検討していると説明している。国連資料による。		名称	*印は日本が^{D U R A}批准	採択年月日	締約国数	集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	153	* 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82	* 難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146	* 婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123	* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182	* 経済的, 社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)		1966.12.16	<u>172</u>	* 市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)		1966.12.16	<u>174</u>	市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116	市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	<u>91</u>	* 難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147	アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	<u>110</u>	* 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189	* 拷問およびその他の残虐な, 非人道的または品位を傷つける 取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	<u>174</u>	* 子どもの権利条約		1989.11.20	196	* 障害者権利条約		2006.12.13	<u>191</u>
名称	*印は日本が^{D U R A}批准	採択年月日	締約国数																																																																																																																																		
集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	153																																																																																																																																		
* 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82																																																																																																																																		
* 難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146																																																																																																																																		
* 婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123																																																																																																																																		
* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182																																																																																																																																		
* 経済的, 社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)		1966.12.16	<u>171</u>																																																																																																																																		
* 市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)		1966.12.16	<u>173</u>																																																																																																																																		
市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116																																																																																																																																		
市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	<u>90</u>																																																																																																																																		
* 難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147																																																																																																																																		
アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	<u>109</u>																																																																																																																																		
* 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189																																																																																																																																		
* 拷問およびその他の残虐な, 非人道的または品位を傷つける 取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	<u>173</u>																																																																																																																																		
* 子どもの権利条約		1989.11.20	196																																																																																																																																		
* 障害者権利条約		2006.12.13	<u>187</u>																																																																																																																																		
名称	*印は日本が^{D U R A}批准	採択年月日	締約国数																																																																																																																																		
集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	153																																																																																																																																		
* 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82																																																																																																																																		
* 難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146																																																																																																																																		
* 婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123																																																																																																																																		
* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182																																																																																																																																		
* 経済的, 社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)		1966.12.16	<u>172</u>																																																																																																																																		
* 市民的および政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)		1966.12.16	<u>174</u>																																																																																																																																		
市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116																																																																																																																																		
市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	<u>91</u>																																																																																																																																		
* 難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147																																																																																																																																		
アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	<u>110</u>																																																																																																																																		
* 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189																																																																																																																																		
* 拷問およびその他の残虐な, 非人道的または品位を傷つける 取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	<u>174</u>																																																																																																																																		
* 子どもの権利条約		1989.11.20	196																																																																																																																																		
* 障害者権利条約		2006.12.13	<u>191</u>																																																																																																																																		
108	123	表2 右段下	ICCローマ 規定		ICCローマ 規程																																																																																																																																
109	125	18	NGOがさまざまな形で ⇒p.53 (削除)		NGOがさまざまな形で ――																																																																																																																																

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
110	129	18	マイノリティ ^{◆4} <u>minority</u>	マイノリティ ^{◆4} <u>minority</u>	
111	143	8	環太平洋地域では、1989年に創設されたAPEC(アジア太平洋経済協力会議)が創設された。	環太平洋地域では、1989年にAPEC(アジア太平洋経済協力会議)が創設された。	

			図書の記号・番号	政経703	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
115	143	14	日本は、WTOの多角間交渉を重視する姿勢を World Trade Organization	日本は、WTOの多角的交渉を重視する姿勢を World Trade Organization	
116	143	21	食糧自給率が低下したりすることが懸念される。	食料自給率が低下したりすることが懸念される。	
117	144	注 ◆1	◆1 一帯一路構想 中国から 中央アジアを通してヨーロッパ にいたる「陸のシルクロード」 (一帯)と、南シナ海やインド洋 を通してヨーロッパ、アフリカ にいたる「海のシルクロード」 (一路)からなる巨大経済圏構想 (125か国参加, 2019年現在)。	◆1 一帯一路構想 中国から 中央アジアを通してヨーロッパ にいたる「陸のシルクロード」 (一帯)と、南シナ海やインド洋 を通してヨーロッパ、アフリカ にいたる「海のシルクロード」 (一路)からなる巨大経済圏構想。	
121	144	12	ギリシャなどで港湾の運営	ギリシアなどで港湾の運営	
118	149	17-18	ジア各国の経済発展により減少しているものの、2018年でなお地球人口の約9% (6.9億人)がこの状況にある。2015年には、地球上のす	ジア各国の経済発展により減少しているものの、2023年でなお地球人口の約9% (7.0億人)がこの状況にある。2015年には、地球上のす	
119	152	11-13	日本のODAとその課題 日本のODAの実績額は、1991年から2000年までは世界1位だったが、2007年以降は4～5位となっており、また、その対GNI比率は0.34%と、国際的な目標の0.7%を大きく下まわっている(2021年)。ODA総額に占める贈与	日本のODAとその課題 日本のODAの実績額は、1991年から2000年までは世界1位だったが、2007年以降は3～5位となっており、また、その対GNI比率は0.39%と、国際的な目標の0.7%を大きく下まわっている(2022年)。ODA総額に占める贈与	
120	169	右段 9	目的及および取引	目的 ^{およ} 及び取引	